

岬町都市計画マスタープラン

令和3年5月

岬町

目次

序章 はじめに	1
1. 改定の背景と目的	3
2. 都市計画マスタープランの位置付け	3
3. 都市計画マスタープランの役割	4
4. 都市計画マスタープランの構成	4
5. 都市計画マスタープランの対象区域と目標年次	4
6. 上位・関連計画	5
1章 岬町を取り巻く状況	13
1. 社会的潮流	15
2. まちの現況	17
3. 住民意向の把握	39
2章 本町における都市計画の課題	43
3章 全体構想	47
1. 都市計画の基本理念と目標	49
2. 都市構造と土地利用構想	50
3. 都市計画の方針	54
4章 地域別構想	67
1. 地域別構想について	69
2. 地域ごとのまちづくり方針	70
5章 まちづくりの推進に向けて	93
1. 協働のまちづくりの推進体制	95
2. 都市計画マスタープランの進捗管理	95
用語解説	96

序章 はじめに

1. 改定の背景と目的

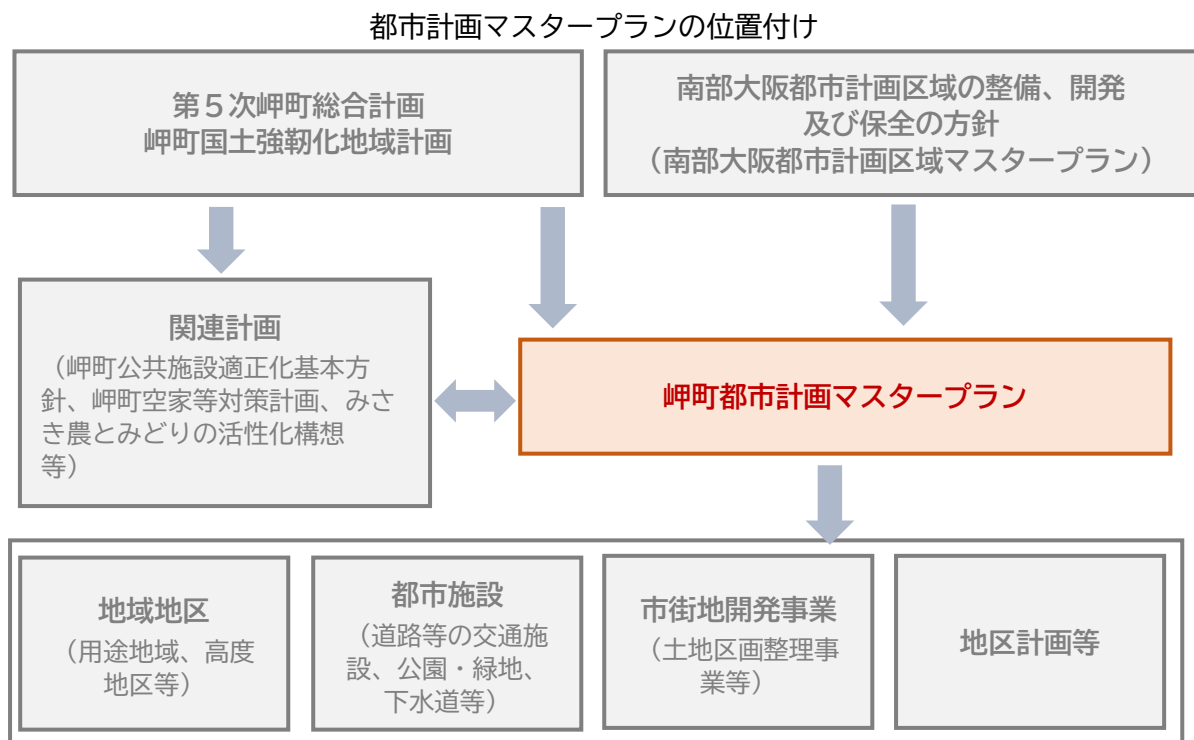
前都市計画マスタープランは、平成 23 年（2011 年）に策定されており、目標年次は令和 2 年（2020 年）となっていました。この間、我が国では、人口減少、少子高齢化が進展し、本町の人口も人口減少の一途をたどる厳しい状況に直面しています。

社会経済状況をみると、大阪万博や IR 誘致の動き等関西全体で明るい話題が見られたものの、令和 2 年（2020 年）の新型コロナウイルスの感染拡大により先行きが読めない状況となってきました。その一方、新たな暮らし方や働き方等、社会全体として多様性のある新たな生活様式を受け入れる動きが加速度的に進みつつあります。

本町においては、国道 26 号（第二阪和国道）の暫定供用、道の駅みさきの新設に伴う新たな交流拠点の整備が進んだ一方、本町を代表する観光施設であったみさき公園が閉園するといった事態もありました。このように刻一刻と変化する社会の動きを鑑みつつ、本町の新たな都市づくりについて検討する必要があることから、平成 31 年（2019 年）から見直しを行いました。

2. 都市計画マスタープランの位置付け

岬町都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」として位置付けられており、「岬町総合計画」及び大阪府の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められるもので、岬町における都市計画やまちづくりを進めるうえでの指針として、様々な計画等との整合を図り、都市の将来像とその実現までの道筋を示すものです。



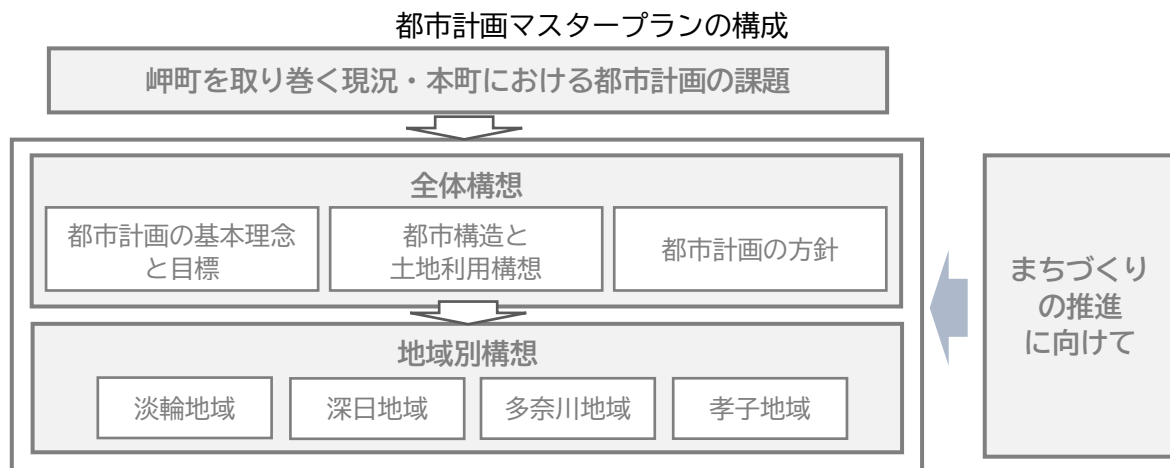
3. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は以下のとおりです。

- 今後の都市計画の指針
- 具体的な都市計画の決定・変更の指針
- 個別の都市計画相互の調整
- 個別の都市計画に関する市民の理解や協働の促進

4. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、まちの将来像、都市構造と土地利用構想、分野別の都市計画の方針を定めた「全体構想」と、全体構想の考え方を受けて4つの地域別に方針を定めた「地域別構想」から構成します。また、全体構想及び地域別構想に基づくまちづくりの推進に向けて、体制や進捗管理について示します。



5. 都市計画マスタープランの対象区域と目標年次

(1) 対象区域

岬町全域（都市計画区域外も含む）を対象とします。

(2) 目標年次

「第5次岬町総合計画」に合わせて、概ね10年後の令和12年度（2030年度）と設定します。総合計画で定めている基本計画（前期）が5年後に見直しを予定していることから、今後の社会情勢を踏まえ、「岬町都市計画マスタープラン」においても、必要に応じて修正、見直しを行うものとします。

6. 上位・関連計画

(1) 第5次岬町総合計画

○策定年月

令和3年(2021年)3月

○計画期間

基本構想：令和 3 年度（2021 年度）から 12 年度（2030 年度）まで 10 年間

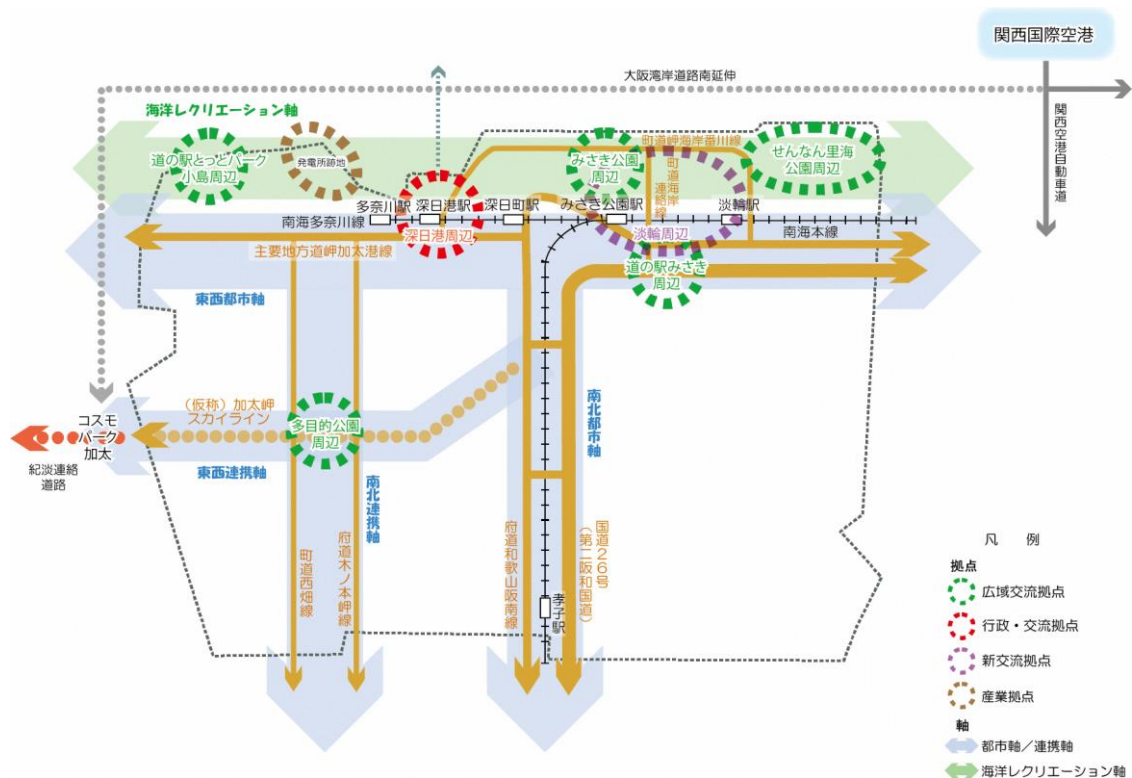
○将来像（実現すべきまちの姿）

「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち “みさき”」

○まちの将来構造

◆拠点に関する基本方針

- ・広域交流拠点の機能強化
- ・行政・交流拠点の機能強化
- ・新交流拠点の形成
- ・産業拠点の形成



○まちづくりの基本方針

- ①住民との協働を進めます
- ②定住・交流施策を進めます
- ③安全・安心な暮らしを守る施策を進めます
- ④行財政改革を進めます

○まちづくりの目標

- ①誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）
- ②あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）
- ③新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）
- ④豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）
- ⑤安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）
- ⑥すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）

（２） 岬町国土強靱化地域計画

○策定年月

令和２年（2020年）6月

○計画期間

令和２年度（2020年度）から11年度（2029年度）まで 10年間

○めざすべき町の姿

- ・岬町総合計画における将来像等の実現を国土強靱化の観点（「強く・しなやかな地域を形成する」）から全町をあげて推進

○基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧・復興を図ること

○施策の重点化

- ・国基本計画における重点化すべきプログラムを参考にするとともに、過去の災害経験や地域特性、社会情勢や環境の変化、緊急性を勘案し、15の重点化プログラムを選定し、プログラム単位で施策の重点化を図ることとする。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	救助・救急活動等の絶対的不足
	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	町、町職員、防災拠点施設等の被災による機能の大幅な低下
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
経済活動を機能不全に陥らせない	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	上水道等の長期間にわたる供給停止
	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	地震に伴う市街地の大规模火災発生による多数の死傷者の発生
	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(3) 岬町公共施設適正化基本方針

○策定年月

平成 27 年（2015 年）3 月

○取組期間

平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）まで 10 年間

○対象とする公共施設

・岬町が所有する公共施設全体を対象とし、更新・統廃合、長寿命化や再配置を検討

○基本方針

岬町が保有する公共施設の現状及び課題について、また、本町を取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後の公共施設の在り方については、次の視点から検討を行う。

◆今後の基本方針

【建物施設】

- ① 将来人口を見据えたサービス内容・施設運営の改善と適正配置等
- ② 未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化施設への転換等
- ③ 施設の更新・長寿命化及び危険除去の推進
- ④ 耐震化の実施
- ⑤ 効果的・効率的な管理運営主体の選択
- ⑥ 住民負担の公平性の確保
- ⑦ 広域的な連携（近隣自治体の相互利活用）

【インフラ施設】

- ① 施設の長寿命化・耐震化等の推進
- ② 民間活力の導入

◆具体的な取り組み

【建物施設】

- ① 実態把握
- ② 点検・診断等の実施
- ③ 適切な維持管理・更新・大規模改修等
- ④ 住民ニーズに対応するための統合・複合化
- ⑤ 建物施設整備等の総量規制
- ⑥ 適正管理のための人員体制

【インフラ施設】

- ① 点検・診断等の実施
- ② 適切な維持管理と長寿命化
- ③ 大規模改修・更新等

(4) 岬町空家等対策計画

○策定年月

平成 31 年（2019 年）3 月

○計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から令和 10 年度（2028 年度）まで 10 年間

○計画の対象

岬町全域

○対象とする空家等の種類

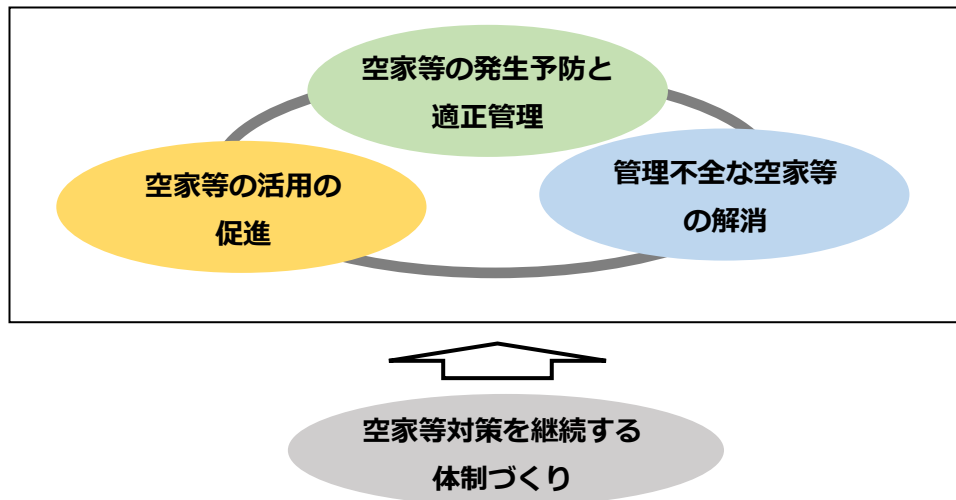
- ・空家法第 2 条第 1 項に規定する空家等
- ・共同住宅や長屋についても、1 棟すべてが空室となった場合は対象

○基本目標

「総合的な空家等の対策による安心して住み続けられる住環境づくり」

○基本方針

- ① 空家等の発生予防と適正管理
- ② 空家等の活用の促進
- ③ 管理不全な空家等の解消
- ④ 空家等対策を継続する体制づくり



○取り組み方針

- ◆空家等の発生予防と適正管理（基本方針①）
 - （1）相談会、セミナーの開催
 - （2）町広報誌や町ホームページでの情報発信
 - （3）啓発文書の送付
 - （4）空家等の適正管理の支援
 - （5）大阪府住宅リフォームマイスター制度の活用

◆空家等の活用の促進（基本方針②）

- （１）空家バンク制度の充実（大阪版・空家バンクとの連携）
- （２）リノベーションまちづくり
- （３）建物状況調査（インスペクション）の普及啓発
- （４）DIY 型賃貸借の普及啓発

◆管理不全な空家等の解消（基本方針③）

- （１）特定空家等の判断
- （２）特定空家等に対する措置

◆空家等対策を継続する体制づくり（基本方針④）

- （１）庁内体制の整備
- （２）空家等に対する相談の体制整備

○実施体制

- ・空家等対策協議会、地域との連携、民間団体との連携等

（５）みさき農とみどりの活性化構想

○策定年月

令和２年（２０２０年）３月

○目標年度

令和１２年（２０３０年）

○計画の対象

岬町全域

○農とみどりの活性化構想の考え方

◆基本的考え方

- （１）社会潮流をはじめ人々の価値観やライフスタイルの変化に対応し、その先駆けとなる
- （２）大阪都市部や関空へのアクセス性や豊かな自然環境（山、里、海）を有する好立地を最大限に活かす
- （３）本町を取り巻く状況の変化やそれに伴う問題・課題に対応
- （４）地域力の向上を基本に、内部の力と外部の力をうまく連携させる

◆農とみどりの活性化のコンセプト

岬町は、大阪都心から程よい距離感に、山（みどり）、里（農）、海の３つがあることが最大の特徴。３つの舞台で、自然、歴史、文化資源等がそれぞれ魅力的な公園になり、３つの公園が集まって、岬町全体が公園のように活性化することがコンセプト。

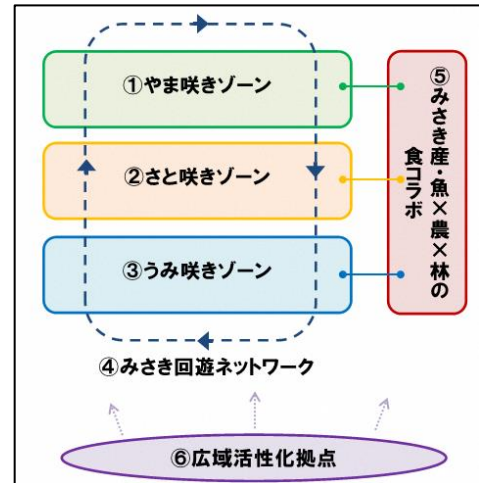


◆農とみどりの活性化の将来イメージ

立地条件から「①やま咲きゾーン」、「②さと咲きゾーン」、「③うみ咲きゾーン」として3つのゾーンを設定。

3つのゾーンや町内を歩き、走り、自転車で回る「④みさき回遊ネットワーク」を描き、「⑤みさき産・魚×農×林の食コラボ」で食の充実をイメージ。

さらに、「⑥広域活性化拠点」として町外からの誘客、町内の送客装置をイメージ。



○農とみどりの活性化戦略と先導プロジェクト

◆農とみどりの活性化戦略

農とみどりの活性化のコンセプトを踏まえた、岬町の農とみどりの活性化の将来イメージの実現に向けた戦略を以下のように5つ設定。



◆先導プロジェクト

- ①岬のやま×さと×うみの「おいしい食」づくりプロジェクト
- ②マイ・グッド・プレイス！ 岬のやま・さと・うみを守るプロジェクト（企業参画）
- ③歩く・走る！健康みさき巡りプロジェクト
- ④うわ～きれい！うっとりする岬の風景づくりプロジェクト
- ⑤岬町のシンボルになるフルーツが実るまちづくりプロジェクト
- ⑥やま・さと・うみ全部ある！ホンモノ魅力体験ツーリズムプロジェクト
- ⑦広域からの集客をねらう農とみどりを活かした活性化拠点プロジェクト

○構想の推進

- ・みさき農とみどりの活性化構想推進委員会の設置、若年層を中心とした町民や事業者や町外の企業等との連携、7つの先導プロジェクトの推進等

1章 岬町を取り巻く状況

1. 社会的潮流

① 人口減少・高齢化時代への対応

日本の総人口は、平成 27 年度（2015 年度）の国勢調査において、大正 9 年（1920 年）の調査開始以来、初めての減少となりました。また、年少人口（15 歳未満人口）や生産年齢人口（15 歳から 64 歳人口）が減少している一方、老年人口（65 歳以上人口）は増加し、高齢化率は約 26.6%（平成 27 年度（2015 年度）国勢調査）となっています。更に国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成 29 年（2017 年）推計によると、約 50 年後の令和 47 年（2065 年）には高齢化率は 38.4%になると推計されています。

このように、人口減少・高齢化が加速していくなか、人生 100 年時代に備えたまちづくりのあり方を考えていく必要があります。

② 持続可能な都市の実現（コンパクト・プラス・ネットワークの推進）

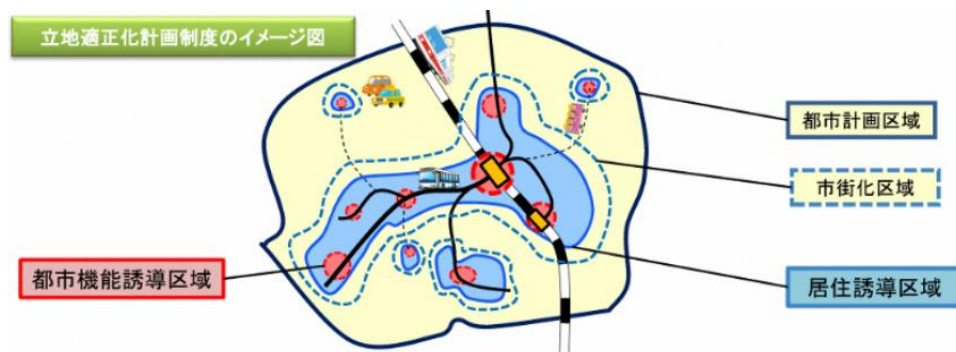
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015 年の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 項目が設定されています。

日本においては、SDGs の目標達成のため、2016 年に内閣に SDGs 推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めるなど、積極的な取組を行っています。

また、国において、人口減少・高齢化、財政制約・経済の低迷、地球環境問題とエネルギー制約等に起因する様々な課題の顕在化に対して、わが国の都市政策のあり方として、郊外部の開発圧力の規制的手法によるコントロールを基に、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する「集約型都市構造化」の本格的展開に大きく転換してきています。

都市構造においては、拠点への機能の集約と役割分担と公共交通ネットワークの形成が求められます。

立地適正化計画制度のイメージ図



出典：国土交通省資料

③ 安全・安心な都市の実現

東日本大震災や平成 30 年（2018 年）の台風 21 号被害などの等大規模な災害から得た教訓をもとに、都市の防災や減災に向けた対応が求められています。平成 25 年（2013 年）には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、災害への対応が推進されています。

都市基盤の老朽化が進み、災害リスクが増加するなか対策を進める必要があります。

④ 新たな技術の活用

IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）等が今後ますます発展することが考えられます。

新技術等がもたらす未来の社会像として、平成 28 年（2016 年）に国により「第 5 期科学技術基本計画」が策定され、そこでは「Society5.0」という概念が提唱され、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、イキイキと快適に暮らすことができる社会であり、人々に豊かさをもたらすことが期待されています。

都市分野では「スマートシティ」の取り組みが推進されています。

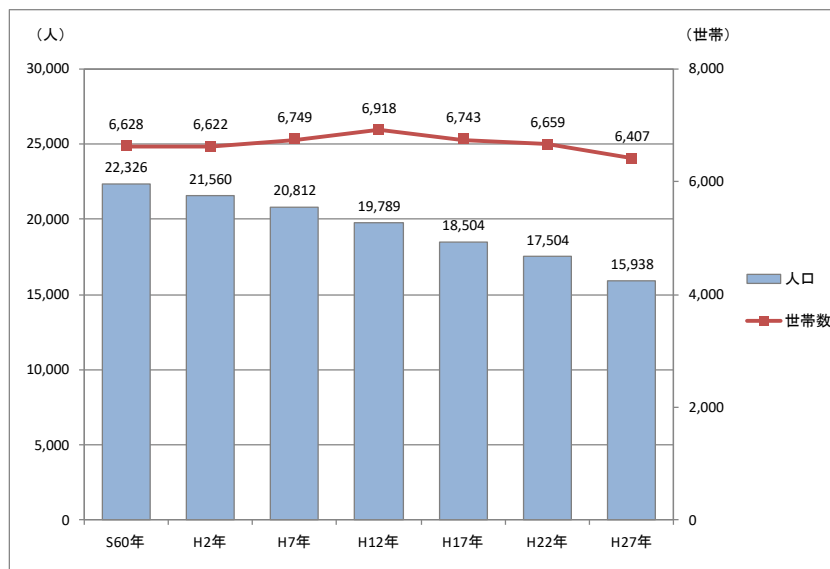
2. まちの現況

(1) 人口

ア 人口、世帯数の推移

本町の人口は、国勢調査によると、昭和 60 年（1985 年）以降減少を続け、平成 27 年（2015 年）時点で 15,938 人となっています。

世帯数は、平成 12 年（2000 年）以降減少に転じ、平成 27 年（2015 年）時点で 6,407 世帯となっています。



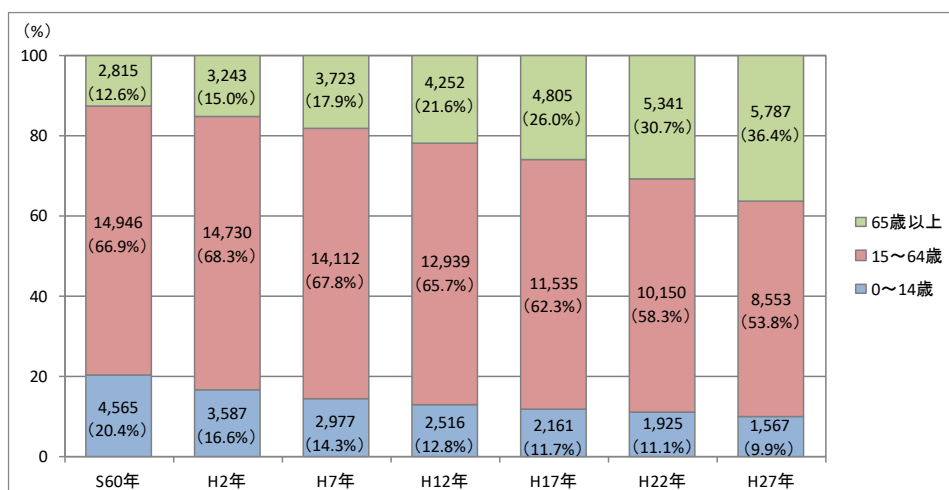
(国勢調査)

人口・世帯数の推移

イ 人口構造

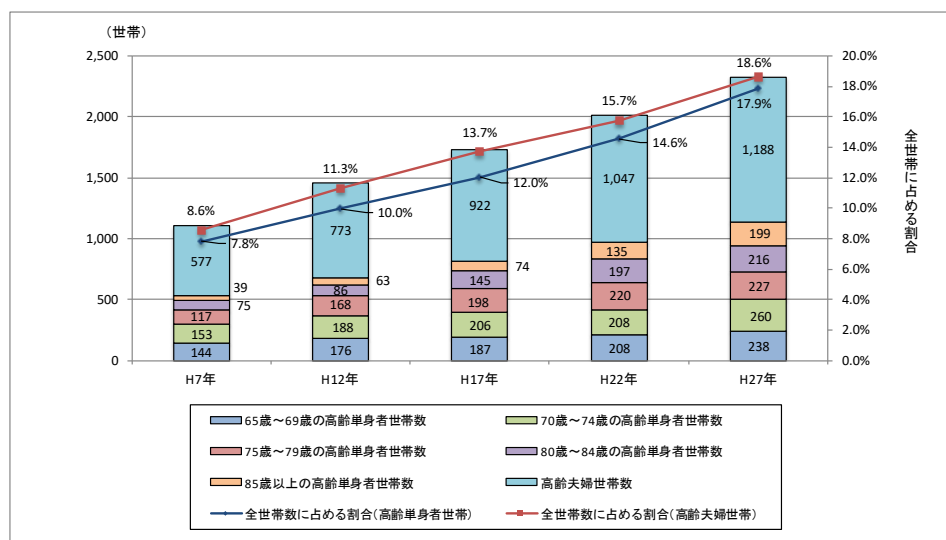
国勢調査から人口の推移を年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）の割合が一貫して減少している一方、65歳以上（老年人口）の割合は一貫して増加しており、少子高齢化の進行がみられます。平成27年（2015年）時点の65歳以上割合は36.4%で、府平均（26.1%）を上回っています。

また、高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向にあり、平成27年（2015年）時点で全世帯の36.5%が高齢単身者世帯、あるいは高齢夫婦世帯となっています。



（国勢調査）

年齢3区分別人口の推移

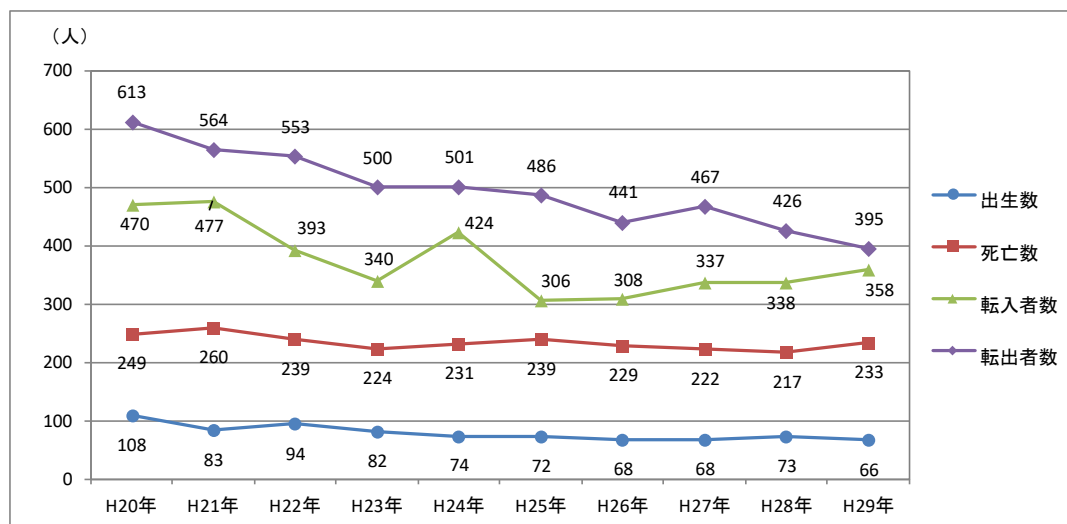


（国勢調査）

高齢者世帯数の推移

ウ 人口動態

本町の社会動態（転入・転出）は、過去 10 年間で、転出超過の状況にあります。また、自然動態（出生・死亡）についても、死亡数が出生数を大きく上回っており、出生数は減少傾向、死亡数は概ね横ばいで推移しています。



(総務省「市区町村のすがた」)

人口動態

エ 人口の将来推計

岬町人口ビジョンでは、人口の将来推計を行っており、町の独自推計による将来推計によると、人口減少は年々進行し、令和 22 年（2040 年）の人口は 10,614 人と予測しています。

◆町独自推計

合計特殊出生率が令和 22 年（2040 年）までに人口置換水準（2.07）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したと仮定した場合（転入・転出数が同数となり、移動が見かけ上ゼロとなった場合）

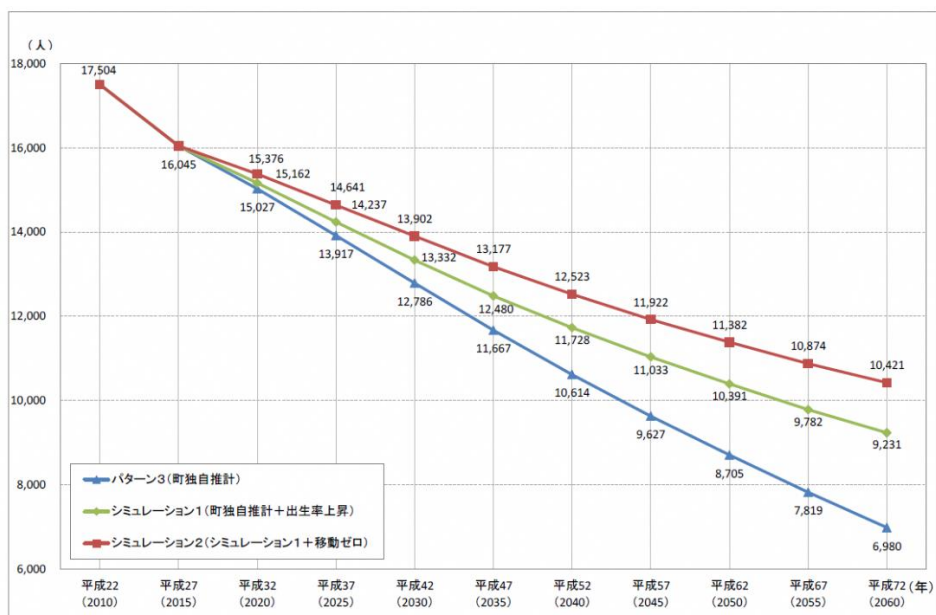
◆シミュレーション 1

町独自推計において、合計特殊出生率が令和 22 年（2040 年）までに人口置換水準（人口を長期的に一定保てる水準である 2.07）まで上昇したと仮定した場合

◆シミュレーション 2

町独自推計において、合計特殊出生率が令和 22 年（2040 年）までに人口置換水準（2.07）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したと仮定した場合（転入・転出数が同数となり、移動が見かけ上ゼロとなった場合）

※人口置換水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す水準のこと。社人研により算出されている。



(岬町人口ビジョン)

人口の将来推計

オ 流出流入人口

本町からの流出就業者数は 4,091 人、本町への流入就業者数は 1,609 人となっており、流出数の方が非常に高くなっています。

町外の通勤先は、大阪市への通勤が最も多く 785 人、ついで和歌山市が 738 人となっています。また、泉佐野市や阪南市への通勤も比較的多く、泉南地域との結びつきも強いといえます。

流出流入人口（平成 27 年）

町内在住の就業者数			町内での就業者数			町内での就業者数/町内在住の就業者数	町内在住の町内就業者数
他市区町村で従業			他市区町村に在住				
人数	流出率		人数	流入率			
6,543	4,091	62.5%	4,104	1,609	39.2%	62.7%	2,341

(H27 国勢調査)

通勤・通学先（平成 27 年）

通勤通学先		通勤者数	通学者数
大阪府	岬町内	2,341	142
	泉南地域	581	52
	阪南市	531	7
	泉南市	381	31
	その他泉南地域	385	87
	大阪市	785	147
	堺市	235	40
	その他大阪府内	266	140
和歌山県	和歌山市	738	71
	その他和歌山県内	58	2

(2) 土地利用

ア 土地利用の現況

市街地が 10.1%を占め、普通緑地が 5.3%、農地が 6.2%、その他が 78.4%となっています。農地に山林、原野・牧野、水面、低湿地・荒蕪地を加えると、83.2%となり、自然的土地利用が本町の大部分を構成しています。

本町の土地利用の分布をみると、大部分が山林となっており、山林の中には大規模な公園・緑地（いきいきパークみさき）、運動場（ゴルフ場）が点在しています。市街化区域は海側に形成されており、特に、南海電気鉄道南海本線、多奈川線の沿線や府道沿いに一般市街地や集落地、商業業務地が集中しています。山林の中にも、集落地、商業業務地の点在が見られます。工場地は深日港周辺と、山林の中に大規模な集積がみられます。

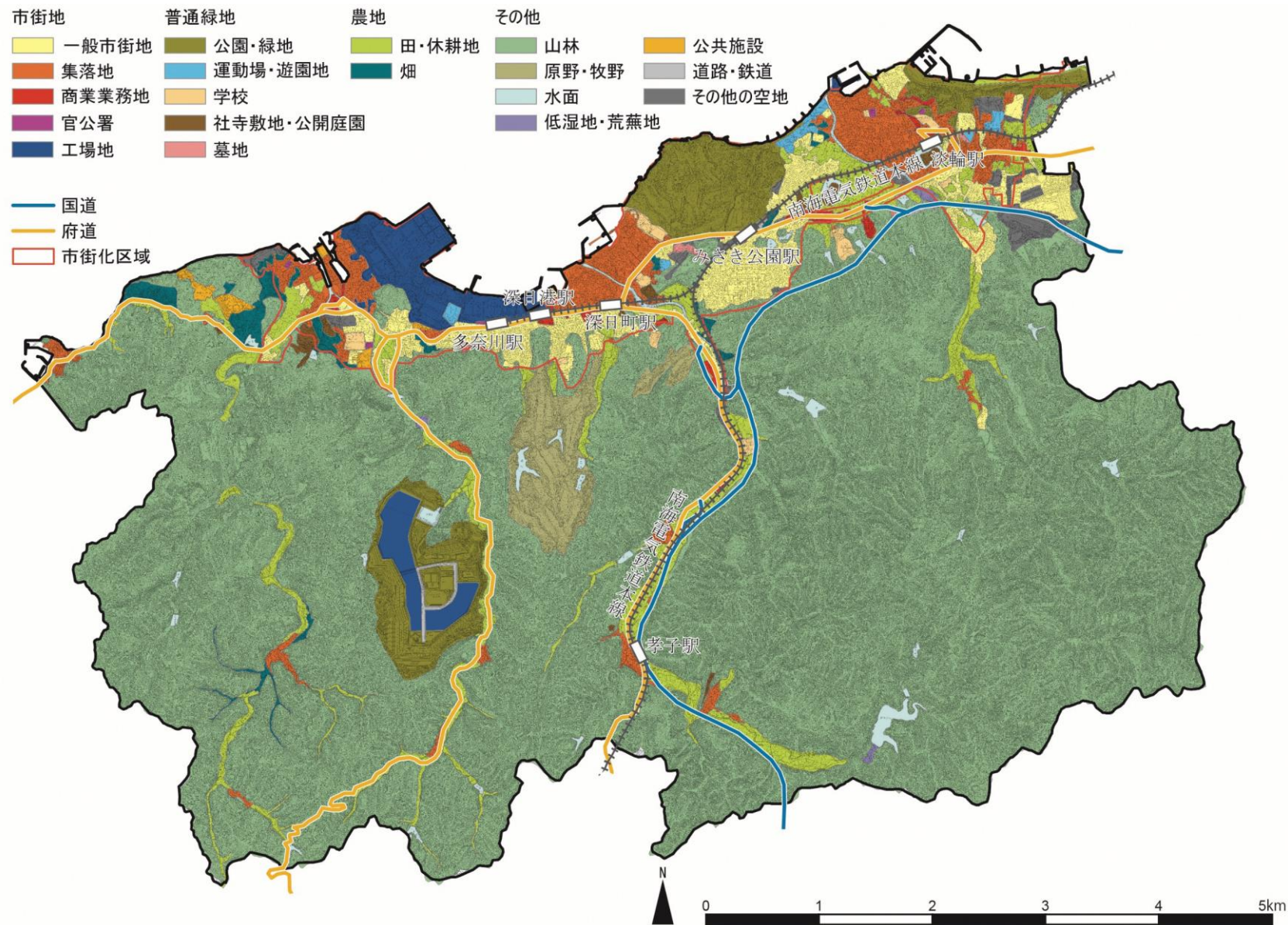
都市計画法による市街化区域の指定面積は 704ha で、町域面積の 14.3%を占めており、その内訳は住居系用途地域が 12.4%、商業系用途地域が 0.2%、工業系用途地域が 1.7%となっています。

土地利用別の面積（平成 27 年度）

（単位：ha）

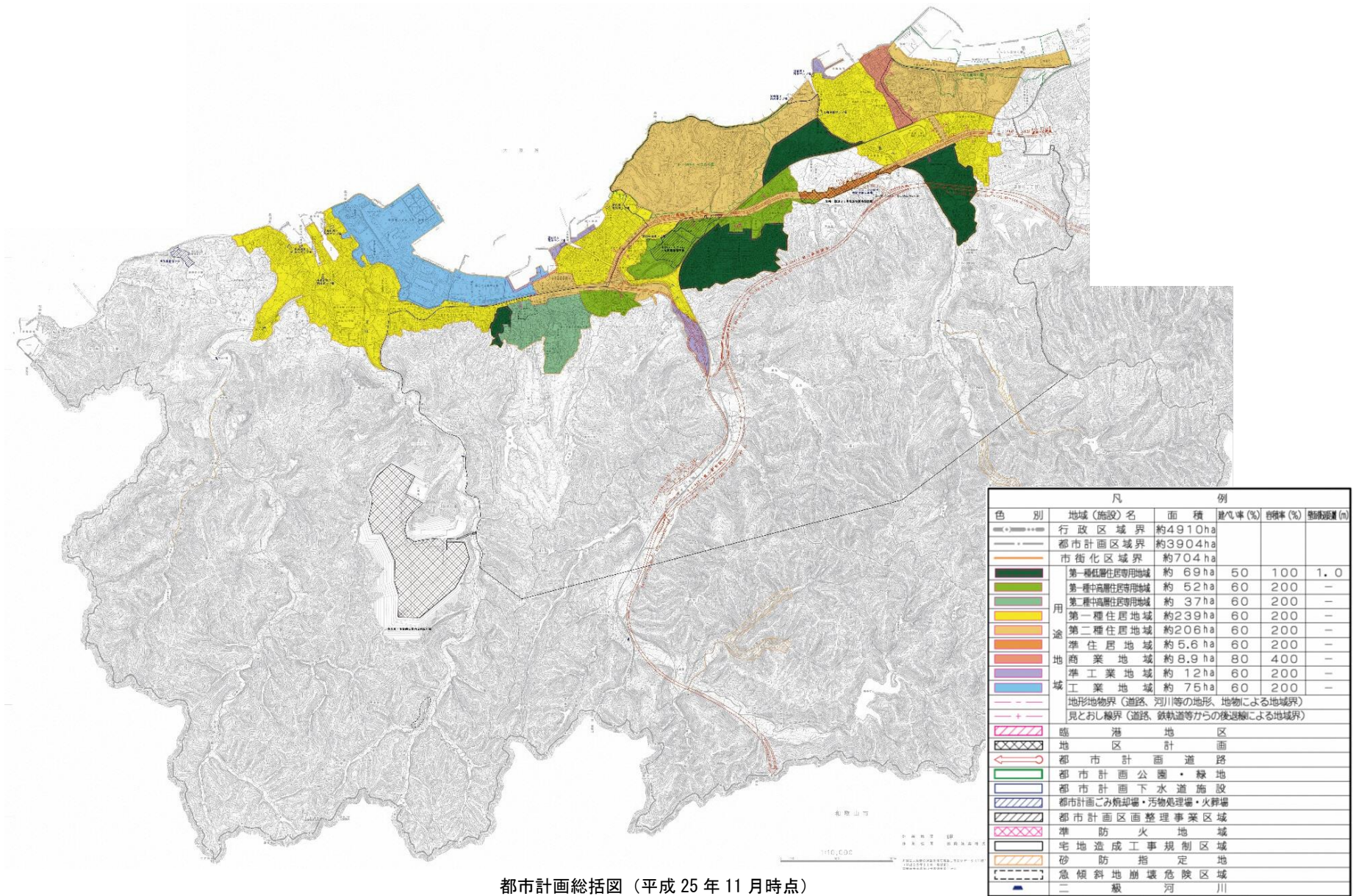
		面積	割合
市街地	一般市街地	177.6	3.6%
	集落地	179.9	3.7%
	商業業務地	26.2	0.5%
	官公署	2.0	0.0%
	工場地	108.5	2.2%
	小計	494.2	10.1%
普通緑地	公園・緑地	213.0	4.3%
	運動場・遊園地	10.7	0.2%
	学校	18.0	0.4%
	社寺敷地・公開庭園	14.0	0.3%
	墓地	3.6	0.1%
	小計	259.3	5.3%
農地	田・休耕地	259.5	5.3%
	畑	44.8	0.9%
	小計	304.3	6.2%
その他	山林	3622.4	74.0%
	原野・牧野	99.8	2.0%
	水面	44.4	0.9%
	低湿地・荒蕪地	4.2	0.1%
	公共施設	12.7	0.3%
	道路・鉄道	13.6	0.3%
	その他空地	42.1	0.9%
	小計	3839.2	78.4%
合計		4897.0	100.0%

（都市計画基礎調査）



土地利用現況図（平成 27 年度）

（都市計画基礎調査）



イ 市街化の現況

平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）にかけて、DID（人口集中地区）人口、面積とも大きく減少し、平成 27 年（2015 年）には DID（人口集中地区）が無くなっています。

DID（人口集中地区）人口・面積の推移

	人口		面積		DID 人口密度 (人/ha)
	人数(人)	全町に占める 割合(%)	面積(ha)	全町に占める 割合(%)	
H7 年	13,962	67.1	350	7.1	39.9
H12 年	13,314	67.3	354	7.2	37.6
H17 年	11,885	64.2	357	7.3	33.3
H22 年	6,349	36.3	142	2.9	44.7
H27 年	-	-	-	-	-

(国勢調査)

ウ 空き家率

平成 30 年（2018 年）の空き家数は 1,440 戸、空き家率は 17.9%となっています。空き家数、空き家率ともに、平成 15 年（2003 年）をピークとしているものの、阪南市や泉南市と比較すると高い水準となっています。

空き家率の推移（周辺市との比較）

		住宅総数(戸)	空き家(戸)	空き家率(%)
岬町	H5 年	7,190	1,010	14.0
	H10 年	8,190	1,490	18.2
	H15 年	8,450	1,680	19.9
	H20 年	8,260	1,510	18.3
	H25 年	8,390	1,590	19.0
	H30 年	8,030	1,440	17.9
阪南市	H5 年	17,930	1,570	8.8
	H10 年	20,350	2,160	10.6
	H15 年	22,130	2,890	13.1
	H20 年	22,640	2,640	11.7
	H25 年	24,310	3,510	14.4
	H30 年	24,490	3,600	14.7
泉南市	H5 年	19,860	2,250	11.3
	H10 年	22,550	2,500	11.1
	H15 年	23,950	2,760	11.5
	H20 年	25,480	2,760	10.8
	H25 年	24,910	3,030	12.2
	H30 年	27,150	3,550	13.1
和歌山市	H5 年	153,770	18,380	12.0
	H10 年	161,300	23,080	14.3
	H15 年	172,250	29,120	16.9
	H20 年	180,890	31,060	17.2
	H25 年	182,950	28,980	15.8
	H30 年	185,810	35,230	19.0

(住宅・土地統計調査)

(3) 交通

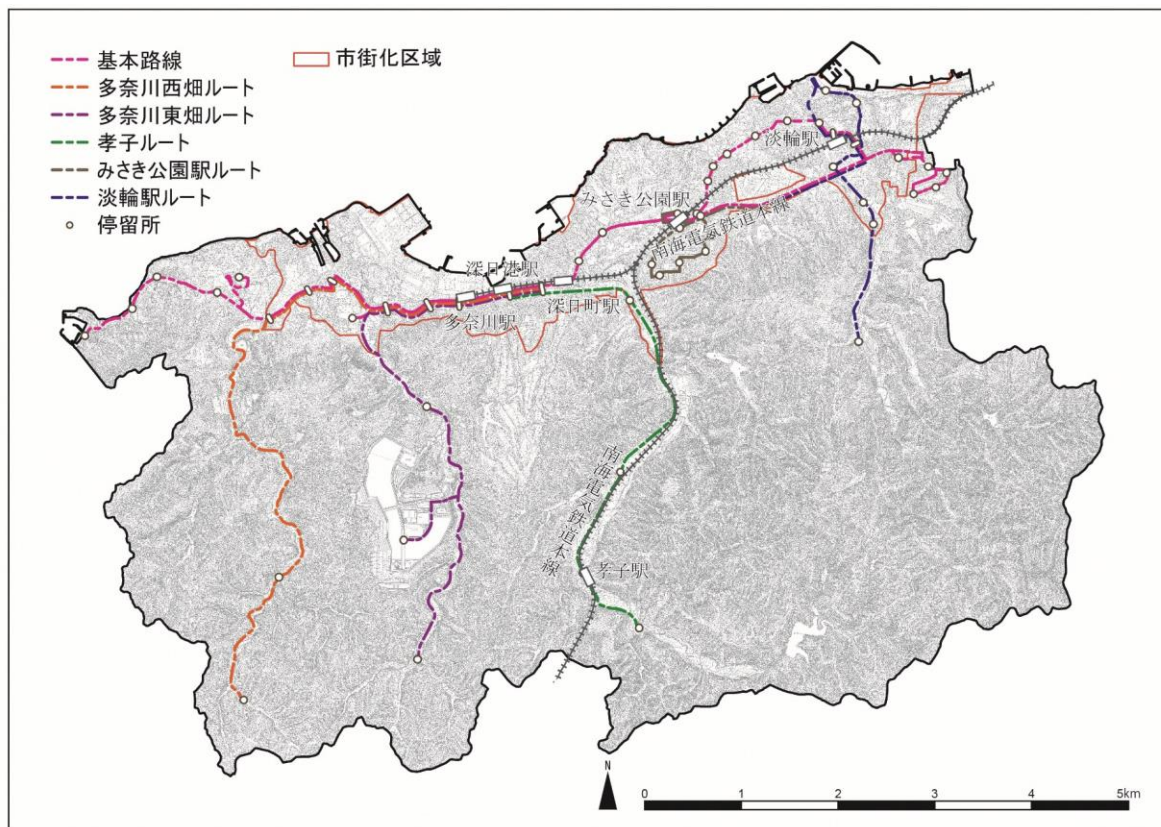
ア 公共交通機関

公共交通機関としては、鉄道とバスがあります。

鉄道は南海電気鉄道本線により大阪市及び和歌山市と結ばれています。みさき公園駅からは、分岐して単線の南海電気鉄道多奈川線が走っており、町内4地域（淡輪、深日、多奈川、孝子）はこの2路線でカバーされています。

バスについては、平成13年（2001年）より、それまで運行していた南海バスの撤退を受けて、コミュニティバスが運行されており、基本路線と支線5路線で町域をカバーしています。

深日港は、淡路島洲本行き的高速艇と津名行きのフェリーが就航し、南大阪地域と淡路島を結ぶ重要な交通手段となっていました。平成10年（1998年）にフェリー乗り場が泉佐野市に移転（その後、廃止）し、また、高速艇についても平成11年（1999年）に廃止されましたが、再生に向けて、旅客船社会実験運航を実施しています。



(町資料)

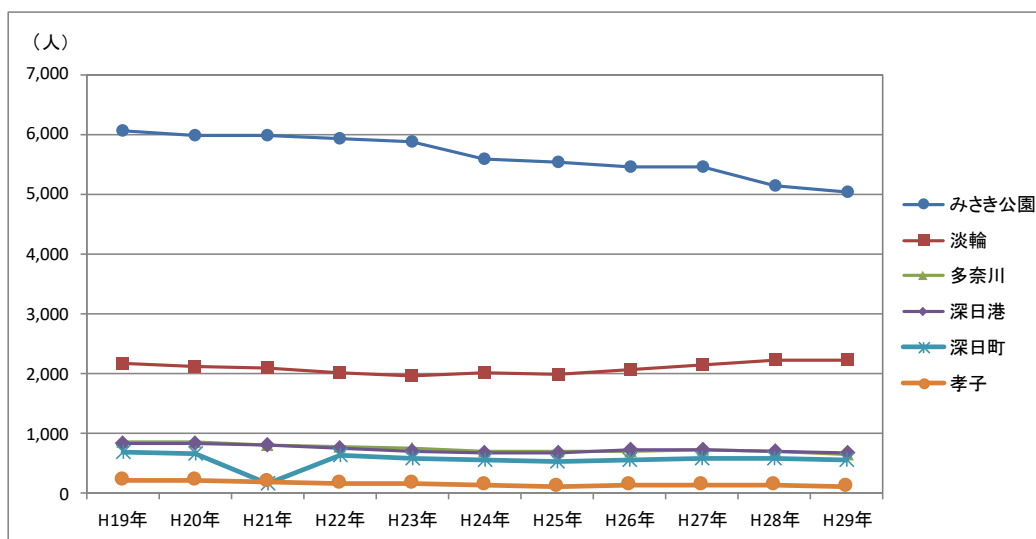
公共交通網の整備状況

イ 鉄道・バス乗降客数

町内にある南海電気鉄道6駅の乗降客数及びその推移をみると、最も多いのは特急・急行の停車駅であるみさき公園駅で、一日当たり 5,023 人（平成 29 年）、最も少ないのは孝子駅で 120 人（平成 29 年）となっています。

一日当たりの乗降客数の推移をみると、淡輪駅では微増、その他は減少傾向にあります。特に孝子駅、多奈川駅で減少率が高く、平成 19 年（2007 年）から平成 29 年（2017 年）でそれぞれ 45.7%、22.3%減少しています。

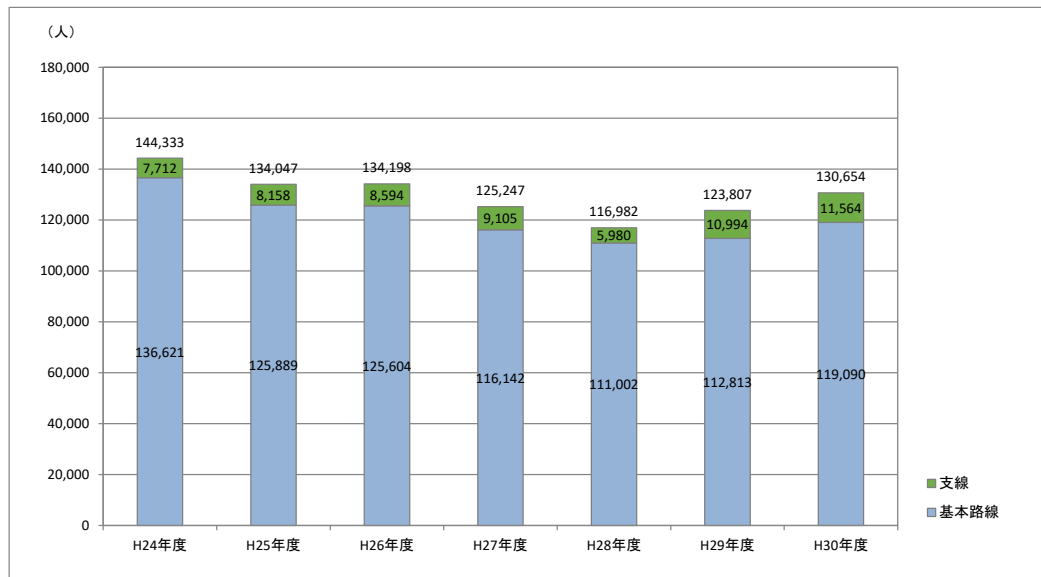
また、町内をコミュニティバスが運行しています。平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、岬町が運行主体となりました。コミュニティバスの年間利用者数は基本路線が 119,090 人（平成 30 年）、支線が 11,564 人（平成 30 年）となっています。平成 24 年度（2012 年度）以降、減少傾向にありましたが、平成 28 年（2016 年）からは増加に転じています。



	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	減少率 H19→H29
みさき公園	6,064	5,983	5,987	5,924	5,871	5,588	5,531	5,459	5,450	5,133	5,023	-17.2%
淡輪	2,162	2,121	2,099	2,029	1,969	2,012	2,000	2,075	2,155	2,234	2,221	2.7%
多奈川	849	856	820	785	751	703	707	700	726	702	660	-22.3%
深日港	843	835	802	744	708	685	668	731	734	699	690	-18.1%
深日町	693	676	159	626	595	566	542	566	595	596	565	-18.5%
孝子	221	209	197	178	174	138	122	148	138	133	120	-45.7%

（大阪府統計年鑑）

駅 1 日平均乗降客数



(岬町資料)

コミュニティバス利用者数

ウ 自動車交通量

町内の主要道路における自動車交通量をみると、広域交通、町内交通双方における基幹道路である府道和歌山阪南線、主要地方道岬加太港線の2路線が多くなっています。平成 27 年（2015 年）に府道和歌山阪南線の交通量が減少しているのは、国道 26 号（第二阪和国道）の開通に伴い、そちらに交通が一定移ったためだと考えられます。

平日 12 時間混雑度は、府道和歌山阪南線の一部区間で 1 を上回っており、また、大型車混入率も 18.8%と高くなっています。

自動車交通量

路線	起点側～終点側	平成22年 自動車種別12時間交通量	平成27年 自動車種別12時間交通量	大型車混入率 (平成27年)	平日12時間混雑度 (平成27年)
府道と歌山阪南線	阪南市・岬町境～淡輪停車場線	18,130	6,407	4.2	0.55
	淡輪停車場線～府道と歌山阪南線				
	府道と歌山阪南線～岬加太港線	18,130			
	岬加太港線～府道と歌山阪南線	11,511	12,914	18.8	1.13
岬加太港線	府道と歌山阪南線～木ノ本岬線	1,438	1,482	6.0	0.21
	木ノ本岬線～木ノ本岬線				
	木ノ本岬線～岬加太港線(旧)				0.18
	岬加太港線(旧)～岬加太港線(旧)				
	岬加太港線(旧)～岬加太港線				0.14
岬加太港線(旧)	岬加太港線～岬加太港線	8,655	8,541	6.0	0.53
木ノ本岬線	木ノ本岬線～木ノ本岬線	296	339	2.9	0.21
	木ノ本岬線～岬加太港線				0.25
	木ノ本岬線～木ノ本岬線				0.23
	木ノ本岬線～岬加太港線				0.21

(全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス))

(4) 産業

ア 産業別就業者数の推移

平成 27 年度（2015 年度）の産業別就業者数をみると、第一次産業が 168 人（2.5%）、第二次産業が 1,366 人（20.9%）、第三次産業が 4,806 人（73.5%）となっており、第三次産業就業者数が最大の割合を占めています。産業別の割合の推移をみると、平成 7 年（1995 年）以降、第一次産業、第二次産業が縮小し、第三次産業の割合が増大しています。

産業別就業者数の推移

業種	H7年		H12年		H17年		H22年		H27年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
第一次産業	326	3.4%	219	2.6%	225	2.9%	182	2.6%	168	2.6%
第二次産業	2,649	27.9%	2,124	24.8%	1,643	21.3%	1,548	22.2%	1,366	20.9%
第三次産業	6,455	68.1%	6,182	72.1%	5,735	74.3%	5,091	73.0%	4,806	73.5%
他に分類されない産業	49	0.5%	45	0.5%	117	1.5%	156	2.2%	203	3.1%
合計	9,479	100.0%	8,570	100.0%	7,720	100.0%	6,977	100.0%	6,543	100.0%

（国勢調査）

イ 産業別事業所・従業者割合

平成 26 年（2014 年）時点の産業大分類別従業者数をみると、医療・福祉が 1,203 人（26.4%）と最も多く、次いで卸売業、小売業の 645 人（14.2%）、製造業の 498 人（10.9%）となっています。事業所数でみると、卸売業、小売業が 135 か所（26.7%）と最も多く、次いで生活関連サービス業、娯楽業の 56 か所（11.1%）、医療、福祉の 51 か所（10.1%）となっています。

卸売業、小売業は、全産業に占める事業所数の割合が従業者数を大きく上回っており、従業者規模の小さい事業所が多数存在している状況にあるとみられます。医療、福祉は、全産業に占める従業者数の割合が事業所数を大きく上回っており、従業者規模の大きい事業所が多くを占めている状況にあるとみられます。

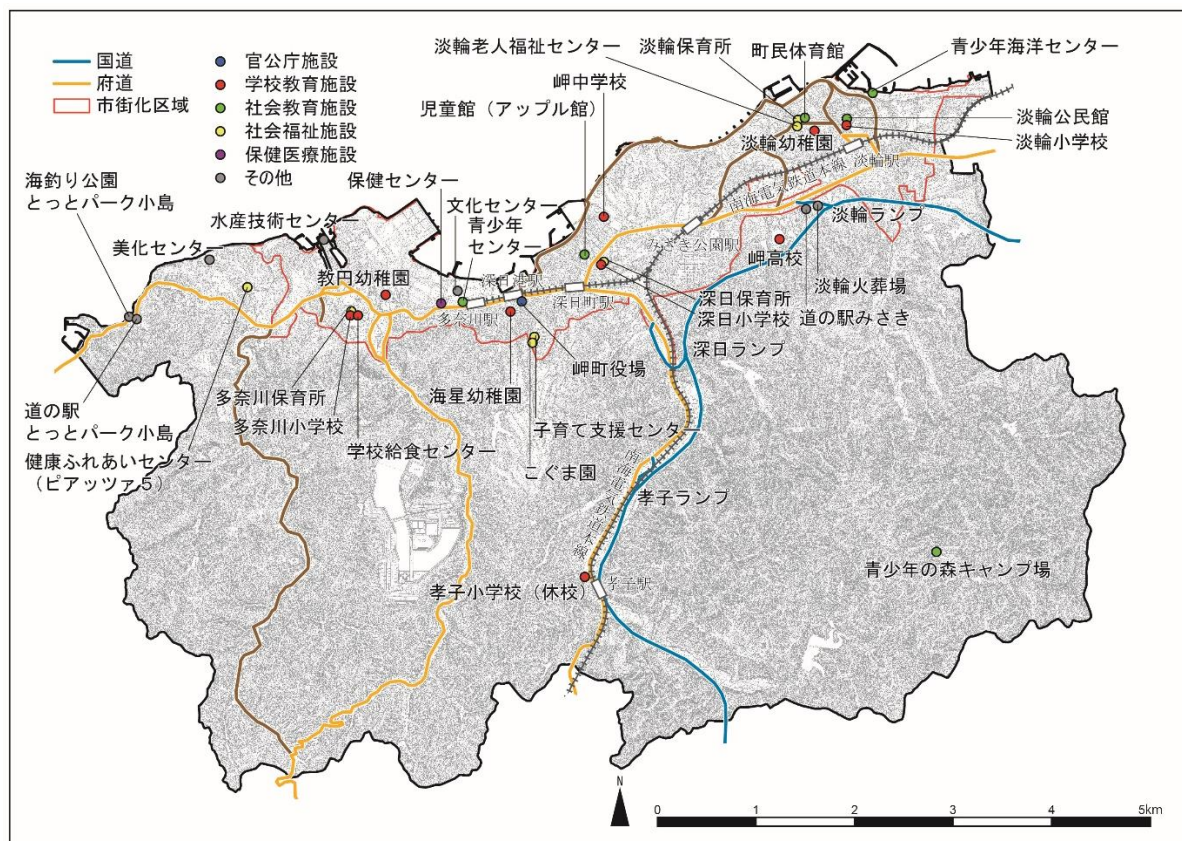
産業大分類別事業所数・従業者数

		事業所数		従業者数	
		実数(力所)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
全産業		506	100.0%	4,554	100.0%
第一次	農業、林業	—	0.0%	—	0.0%
	漁業	2	0.4%	16	0.4%
第二次	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	46	9.1%	340	7.5%
	製造業	31	6.1%	498	10.9%
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.8%	20	0.4%
	情報通信業	1	0.2%	32	0.7%
	運輸業、郵便業	4	0.8%	40	0.9%
	卸売業、小売業	135	26.7%	645	14.2%
	金融業、保険業	5	1.0%	40	0.9%
	不動産業、物品賃貸業	21	4.2%	53	1.2%
	学術研究、専門・技術サービス業	11	2.2%	58	1.3%
	宿泊業、飲食サービス業	46	9.1%	300	6.6%
	生活関連サービス業、娯楽業	56	11.1%	282	6.2%
	教育、学習支援業	30	5.9%	297	6.5%
	医療、福祉	51	10.1%	1,203	26.4%
	複合サービス事業	9	1.8%	52	1.1%
	サービス業(他に分類されないもの)	47	9.3%	478	10.5%
	公務(他に分類されるものを除く)	7	1.4%	200	4.4%

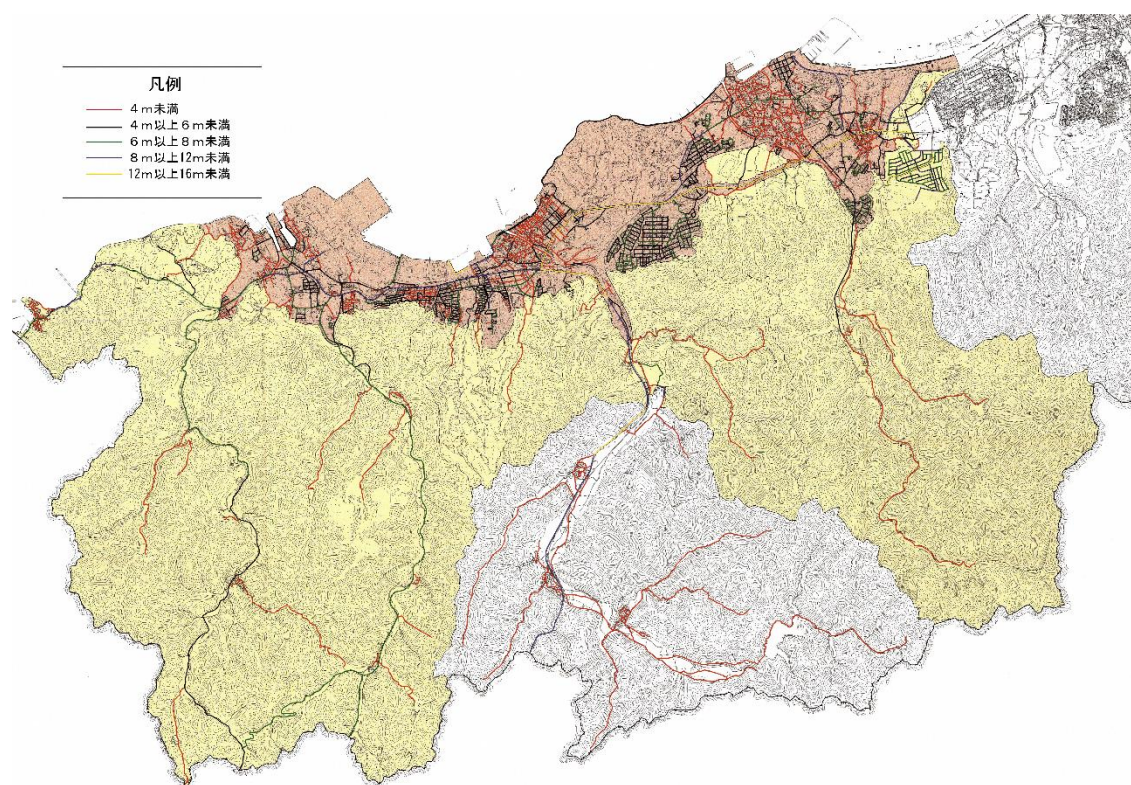
（H26 経済センサス-基礎調査）

(5) 公共公益施設

淡輪地域や深日地域に多く、幹線道路沿道もしくは駅から比較的近い位置に立地しています。町の西部には健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）や道の駅とつとパーク小島、海釣り公園とつとパーク小島、美化センターが整備されています。また、平成29年（2017年）に道の駅みさきが開業し、国道26号（第二阪和国道）淡輪ランプからアクセスすることができます。



公共公益施設の分布



道路幅員図

イ 公園・緑地

本町には、都市公園法に基づく都市公園として、みさき公園（総合公園：約 33.4ha）、せんなん里海公園（広域公園：約 17ha）のほか、いきいきパークみさき、望海坂 1～4 号公園、夕野池町民交流広場、カイカ池町民交流広場が位置付けられています。

みさき公園は、公園用地や全ての公園施設を南海電鉄株が所有し、町は南海電鉄株から公園用地を借地するいわゆる「借地公園」の形態で都市公園を開設し、これまで南海電鉄株が公園運営を行ってきました。令和 2 年（2020 年）3 月末をもつての南海電鉄株の公園事業撤退に伴い、同年 4 月に岬町が公園用地の無償譲渡を受け、新たなみさき公園の運営に向けて検討を進めているところです。なお、西側に位置するゴルフ場部分を含めて都市計画法上の都市計画公園（計画決定面積：約 91ha）としても指定されています。

せんなん里海公園は、日本初のビーチバレー競技施設が整備され、ビーチバレーやビーチサッカーなど様々なビーチスポーツが行われています。なお、都市計画法上の都市計画緑地（計画決定面積：約 36.9ha）としても指定されています。

いきいきパークみさきは、「公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園」を基本コンセプトに関西国際空港二期事業の土砂採取跡地に整備された多奈川地区多目的公園（約 128ha）内に位置し、広大な面積（約 67.4ha）に健康やレクリエーションの場である多目的広場や大型遊具を配した公園を有します。多目的公園は、ビオトープなどの緑地空間、民間の事業活動用地もあり、協働で創造する新しい公園となっています。

これらのほかにも、児童遊園・運動広場なども整備されており、これらは面的整備がされた新市街地に多く、既成市街地においては少ない状況です。また、ゴルフ場、海釣り公園もあり、本町には、町内外から広く利用される大規模な公園・緑地を豊富に有します。

ウ 上水道

本町では古くから水の確保が第一の課題とされてきましたが、昭和 43 年（1968 年）から、1 日最大浄水量 4,000 m³の機能を有する逢帰ダムの完成により、1 日あたり 2,000 m³、年間 60 万 m³の水が供給されるようになりました。また、昭和 47 年（1972 年）から、府営水道の受水が始まり、平成 13 年（2001 年）に多奈川西畑地区への給水が開始されたことにより、現在では上水道の普及率は 100%となっています。

上水道の整備状況

	行政区域内人口(人)	行政区域内給水人口(人)	普及率(%)
H20 年度	17,797	17,797	100.0
H25 年度	16,405	16,405	100.0
H30 年度	15,206	15,206	100.0

(大阪府の水道の現況)

エ 下水道

本町は、大阪府が整備を進めている「南大阪湾岸南部流域下水道」の流域に属しており、平成元年（1989 年）に本町域においても都市計画決定されています。

これに接続する流域関連公共下水道については、流域下水道計画に従い分流式を採用し、雨水・汚水処理を市街化区域及び市街化調整区域において都市計画決定を行っています。汚水処理は、平成 6 年（1994 年）から供用開始し、平成 29 年（2017 年）には下水道普及率は 76.8%となっています。

下水道の整備状況

	行政人口(人)	整備人口(人)	普及率(%)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
H20 年度	18,471	12,816	69.4	10,034	78.3
H25 年度	16,972	12,567	74.0	10,015	79.7
H29 年度	16,011	12,293	76.8	10,050	81.8

(大阪府統計年鑑)

オ 土地区画整理事業・地区計画

本町の土地区画整理事業は、みさき公園駅南西部に位置する「御坊山・カブト山土地区画整理事業」（10.7ha）が、昭和 52 年（1977 年）に土地区画整理事業施行区域として都市計画決定されましたが、未施行の状態が続いています。

地区計画は、平成 12 年（2000 年）に「淡輪・国道 26 号沿道地区地区計画」（6.1ha）、平成 24 年（2012 年）に「多奈川・多目的公園地区地区計画」、平成 26 年（2014 年）に「道の駅「みさき」周辺地区地区計画」が都市計画決定され、施行されています。

土地区画整理事業の状況

名称	面積 (ha)	進捗状況
御坊山・カブト山土地区画整理事業	10.7	未施行

地区計画の状況

名称	面積 (ha)	進捗状況
淡輪・国道 26 号沿道地区地区計画	6.1	施行済
多奈川・多目的公園地区地区計画	58.4	施行済
道の駅「みさき」周辺地区地区計画	1.6	施行済

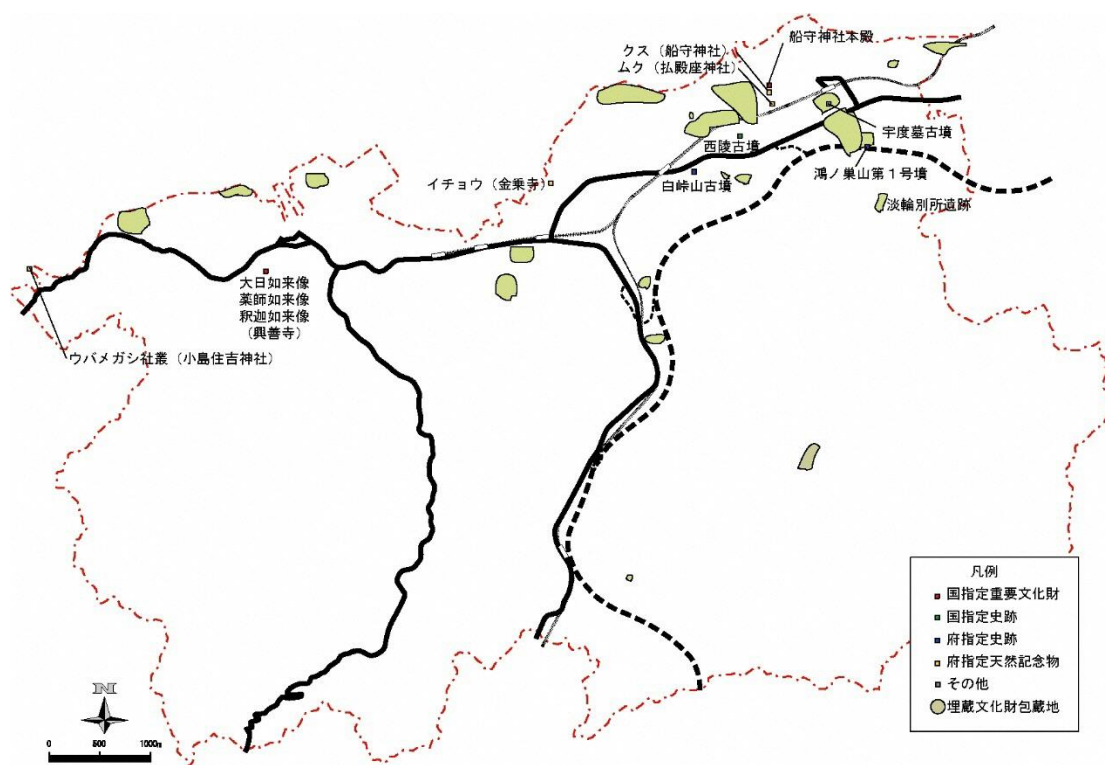
(7) 文化財等の分布状況

古くからの歴史を有する本町には、それを伝える古墳、遺跡、社寺などの数多くの文化財が存在します。

国指定のものとしては、史跡・西陵古墳、重要文化財の船守神社本殿のほか、興善寺の仏像3体があります。西陵古墳は、番川左岸の南から北にのびる丘陵の裾に位置する墳丘長約210mの前方後円墳で、後円部に長持形石棺が確認されています。船守神社本殿は、片桐且元造営にかかる三間社流造りとなり、興善寺は、大日如来像・薬師如来像・釈迦如来像の3体の仏像が安置されています。

府指定史跡には、白峠山古墳、鴻ノ巣山第1号古墳、淡輪別所遺跡があります。また、府指定の天然記念物には、船守神社のクス、小島住吉神社のウバメガシ社叢、金乗寺のイチョウ、祓殿神社のムクがあります。

その他にも、町北部の平野を中心に数多くの埋蔵文化財包蔵地が分布しています。なお、淡輪駅南側に位置する宇度墓古墳は、五世紀中葉から後半のものとされており、「五十瓊敷入彦命(いにしきいりひこのみこと)」の墓として宮内庁の管轄となっています。



文化財位置図

(8) 自然環境

本町には、自然海岸や、海に注ぐ河川、それを支えるため池や山林など、豊かな自然環境があり、本町の特徴であるとともに、住民の愛着度を高める資源となっています。

ア 海

本町は、北側を海に面し、大阪府に唯一残る自然海岸である小島海岸と長松海岸があります。

小島海岸は、侵食された崖や岩礁からなり、ウバメガシが生い茂ります。

長松海岸の延長 850m の緩やかなカーブの海岸線には、干潮時に岩礁や潮だまりが出現します。また、海岸からは淡路島から明石海峡大橋、神戸の街並みが一望できます。

両海岸とも、海はよく澄み渡っています。

イ 河川

本町の主要な河川は、淡輪地域に番川、深日地域、孝子地域に大川、多奈川地域には東川及び西川があり、いずれも町内の山中に源を発し、大阪湾に注いでいます。

東川及び西川からなる東川水系は、流域面積の 97% が山地で、大阪府内の河川の中でも極めて自然環境に恵まれた二級水系です。中・上流域は水質が良好で、アユの遡上が確認されるなど多数の魚類が生息しています。下流部は、主にコンクリート擁壁等で整備され、特に河口部は、昭和 25 年（1950 年）のジェーン台風を契機とした高潮対策事業を実施し、超大型台風の通過に伴う高潮にも対応可能なコンクリート擁壁の防潮堤が整備されています。

町内最大の河川である大川は、上流に逢帰ダムが作られ、その後も洪水対策事業が行われ、現在、一部拡幅に向けて作業が進められています。また、河口部では高潮対策のための防潮堤の改築が続けられています。

番川は、流域面積の 5% が市街化区域でそのほとんどが既存の市街地となっています。二級河川区域では、平成 20 年（2008 年）より大阪府の「アドプト・リバー・プログラム」や本町の「岬・ゆめ・みらいサポート事業」に登録され、住民による河川環境の美化活動が行われています。

ウ ため池

町内には大小さまざまなため池が分布しています。多くは小さな谷をせき止めてつくられたもので、大きなため池は、古池、新池、蛸池などがあります。特殊な例としては、西陵古墳や宇度墓古墳の周囲に掘られた堀が挙げられます。

最近では、下流部の農地の減少や老朽化によるため池の維持管理などの問題に加え、集中豪雨や巨大地震の発生が想定されるなど、ため池堤体決壊によるリスクが高まりつつあり、廃止も含めた検討の必要性が高まっていることを背景に、岬町では、地域住民との災害情報共有、情報提供手段として、「ため池ハザードマップ」を作成しています。

エ 山林

本町には、町域の約 80% を占める豊かな緑に覆われた山があります。紀泉アルプスにつなが

る本町の山々は眺望も優れ、ハイキングコースも整備されています。このうち、特に優れた自然の風景地を有する区域として、大阪府立自然公園制度に基づき、大阪府立阪南・岬自然公園として紀泉アルプス西地区と高森山地区が指定されています。

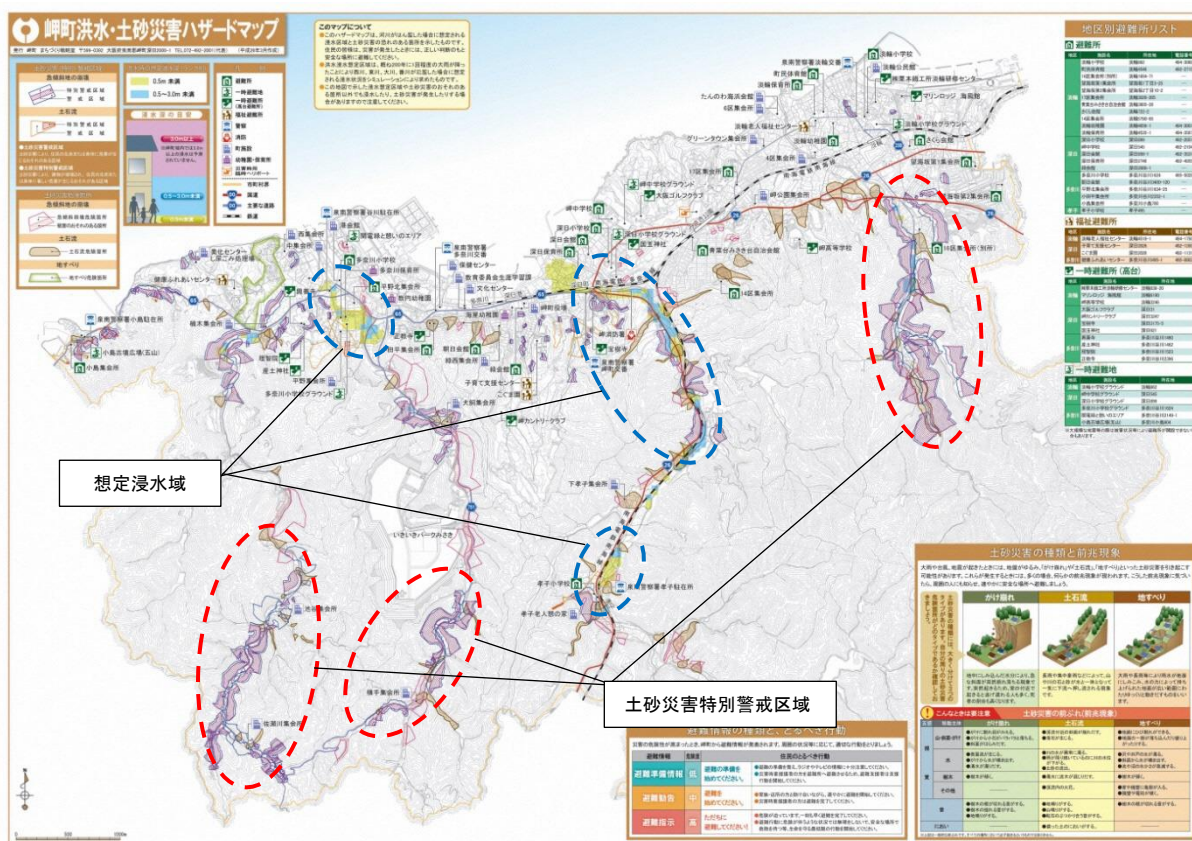
(9) 防災

ア 洪水・土砂災害

本町のハザードマップをみると、洪水時の想定浸水域は、大川や東川、番川沿岸に集中しており、一部0.5～3.0m未満のところも見られます。

土砂災害（特別）警戒区域とは、警戒避難体制の確立や一定の行為（開発、建築）の制限を行う区域とされています。本町では、淡輪の山間部の集落や東畑・西畑の集落の辺りに多く見られます。（※ハザードマップには、平成13年（2001年）の土砂災害防止法以前に把握した土砂災害危険箇所、法に基づく基礎調査、法に基づく指定区域を記載）

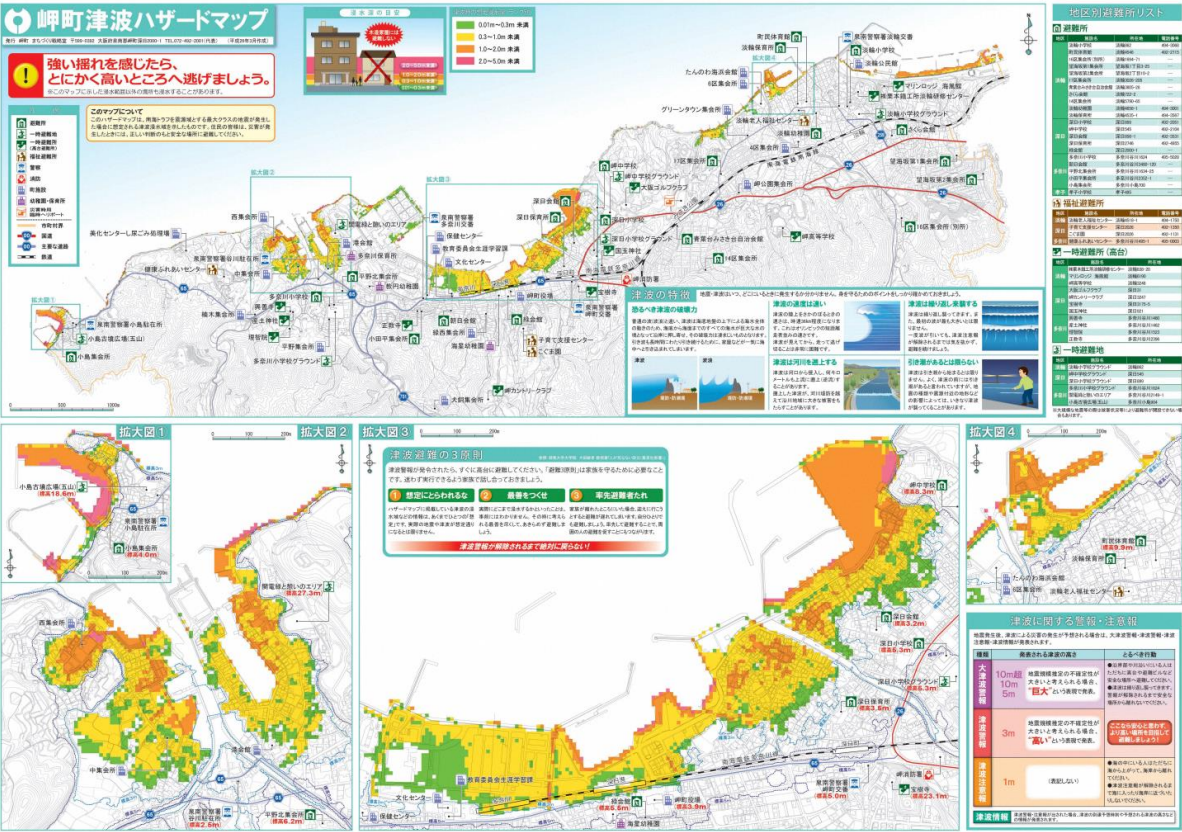
また、急傾斜崩壊危険箇所が多奈川の山間部、土石流危険箇所が深日の山間部、地すべり危険箇所が谷川に主に分布しています。



ハザードマップ（洪水・土砂災害）

イ 津波

津波の浸水域は、谷川港や深日港、淡輪港周辺に集中しています。0.3～1.0m未満のエリアが多いですが、沿岸のエリアでは 1.0m 以上の浸水も想定されています。また、漁村集落など居住が集まるエリアにも浸水域がかかっています。



ハザードマップ（津波）

(10) 開発動向

ア 開発許可の状況

平成 10 年度（1998 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの期間で、開発許可件数は 42 件あり、淡輪での開発が多い傾向です。用途別では住宅が 26 件、店舗・商業施設が 5 件、工業施設と福祉施設が各 3 件と、住宅系が大部分を占めています。延床面積を見ると、1,000㎡以上 2,500㎡未満が最も多くなっています。

開発許可の件数

地域別	(件)	用途別	(件)	延べ床面積別	(件)
淡輪	28	住宅	26	500㎡未満	4
深日	8	店舗・商業施設	5	500以上～1,000㎡未満	9
多奈川	6	工業施設	3	1,000以上～2,500㎡未満	12
孝子	0	福祉施設	3	2,500以上～5,000㎡未満	5
合計	42	その他	5	5,000以上～10,000㎡未満	4
		合計	42	10,000以上～30,000㎡未満	4
				30,000㎡以上	4
				合計	42

(町資料)

イ 建物新築状況

平成 21 年度（2009 年度）～平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間の新築件数の合計は 514 件であり、年間 40 件～60 件の新築が行われています。

新築場所としては、淡輪や深日が多くを占めます。淡輪のうち、市街化調整区域で新たな住宅地開発が行われた望海坂での新築件数も多くなっています。

地域別新築の件数（平成 21 年度～平成 30 年度）

地域別	（件）
淡輪	357
うち望海坂	107
深日	100
多奈川	56
孝子	1
合計	514

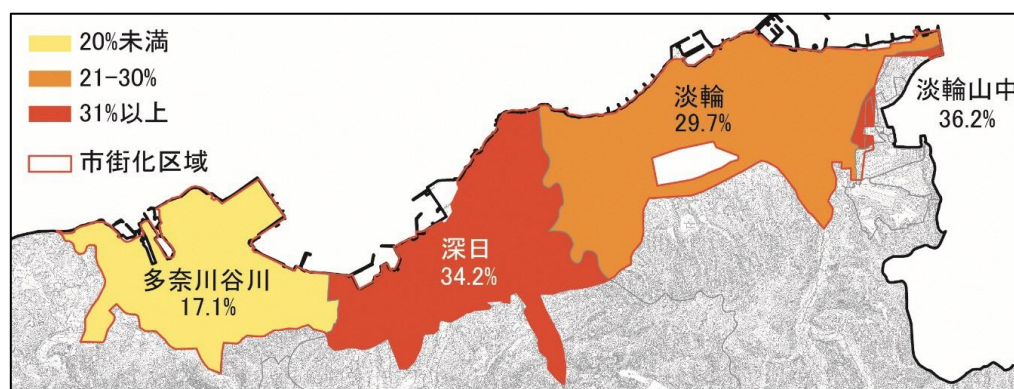
（町資料）

ウ 農地転用状況

平成 22 年度（2010 年度）～平成 27 年度（2015 年度）までの期間で、1,000 m²以上の大規模な農地転用は 11 件あり、淡輪で 6 件、深日で 4 件、多奈川で 1 件と、淡輪・深日が殆どとなっています。用途は、駐車場が 3 件、店舗が 3 件、太陽光発電が 2 件、ゴルフ場が 2 件、運動用地が 1 件となっています。

エ 建ぺい率状況

町丁目別の建ぺい率（宅地面積に対するもの）は、多奈川谷川が 20%未満となっています。深日や淡輪では 30%前後で、調査範囲の中では淡輪山中が最も高く 36.2%となっています。



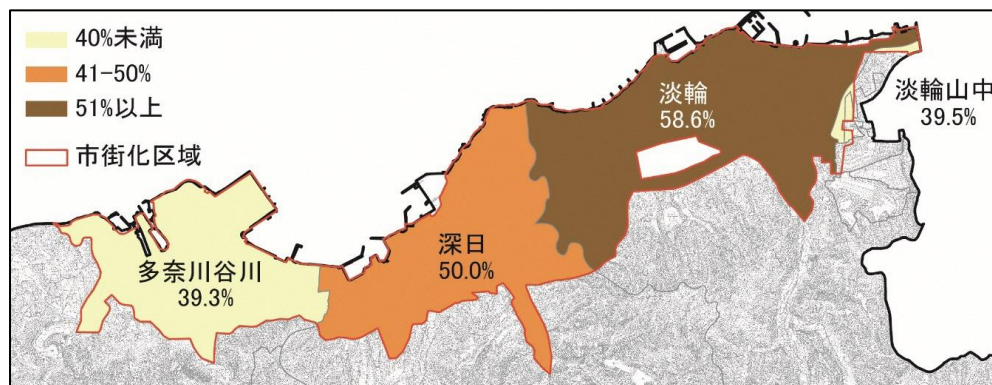
（都市計画基礎調査）

町丁目別建ぺい率（平成 30 年度）

※調査範囲は市街化区域内のみ

オ 木造率(延床面積比率)

町丁目別の木造率(延床面積比率)は、淡輪山中や多奈川谷川では 40%未満となっています。淡輪や深日では 50%以上となっています。



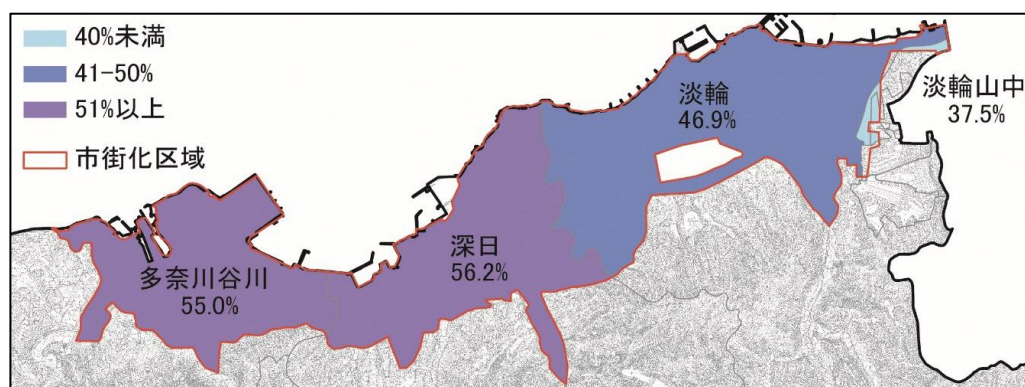
(都市計画基礎調査)

町丁目別木造率 (平成 30 年度)

※調査範囲は市街化区域内のみ

カ 建物老朽化率

町丁目別の建物老朽化率(昭和 55 年(1980 年)以前に建てられた(40 年以上経過している)建物の割合)は、淡輪山中では 37.5%となっています。淡輪や深日、多奈川谷川では 50%近く、あるいは 50%を超えています。なお、法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造で 47 年、鉄骨造で 34 年、木造で 22 年などとなっています。



(都市計画基礎調査)

町丁目別建物老朽化率 (平成 30 年度)

※調査範囲は市街化区域内のみ

3. 住民意向の把握

(1) 調査の概要

ア 目的

総合計画検討のため実施したアンケート調査について、都市計画マスタープランに主に関連する内容を抽出し、整理しました。新しい総合計画をつくる基礎資料とするために、現状や将来のまちの姿などについて、住民の方に意見や考えを伺いました。

イ 調査概要

【調査方法】

調査対象：岬町内在住の 16 歳以上の住民 1,004 人

配布・回収方法：郵送

調査期間：令和元年（2019 年）9 月 27 日（金）～10 月 15 日（火）

【配布・回収状況】

配布数	回収数	回収率
1,004	353	35.1%

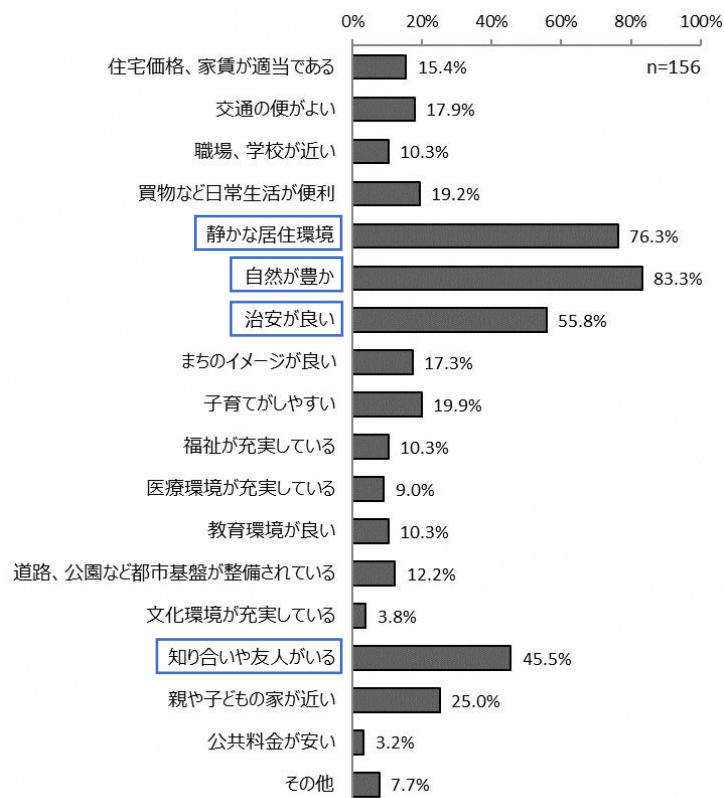
(2) 調査結果

ア 岬町への印象について

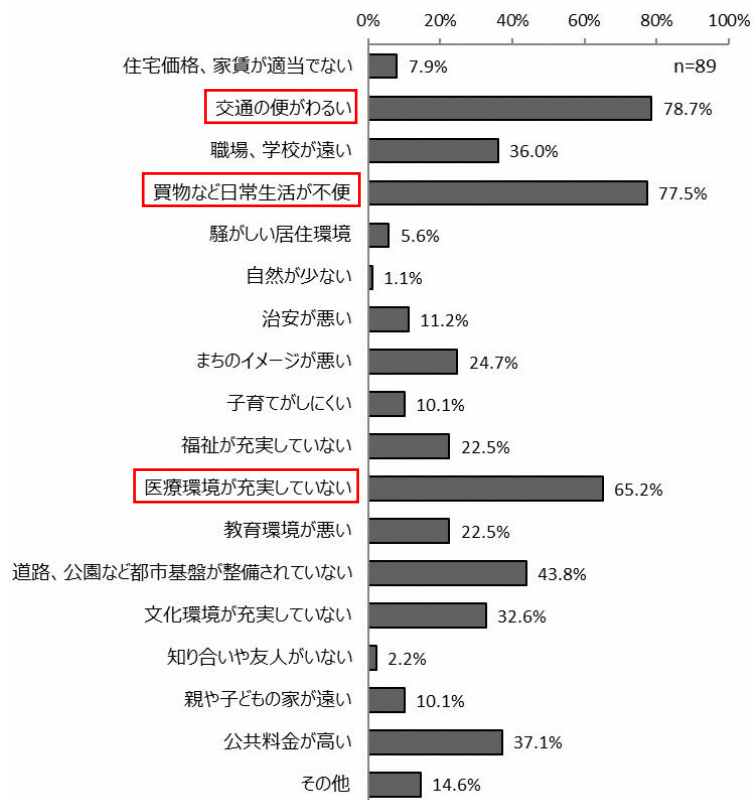
岬町を「住みよいまちであると思う」理由は、「自然が豊か」（83.3%）と「静かな居住環境」（76.3%）が特に多く、次に「治安がいい」（55.8%）と「知り合いや知人がいる」（45.5%）が多くなっています。

一方で「住みよいまちであると思わない」理由は、「交通の便がわるい」（78.7%）が最も多く、次いで「買物など日常生活が不便」（77.5%）、「医療環境が充実していない」（65.2%）となっています。

自然豊かで落ち着いた環境が支持される一方、日常生活における交通や生活利便機能についての不満が大きくなっています。



「住みよいまちであると思う」理由

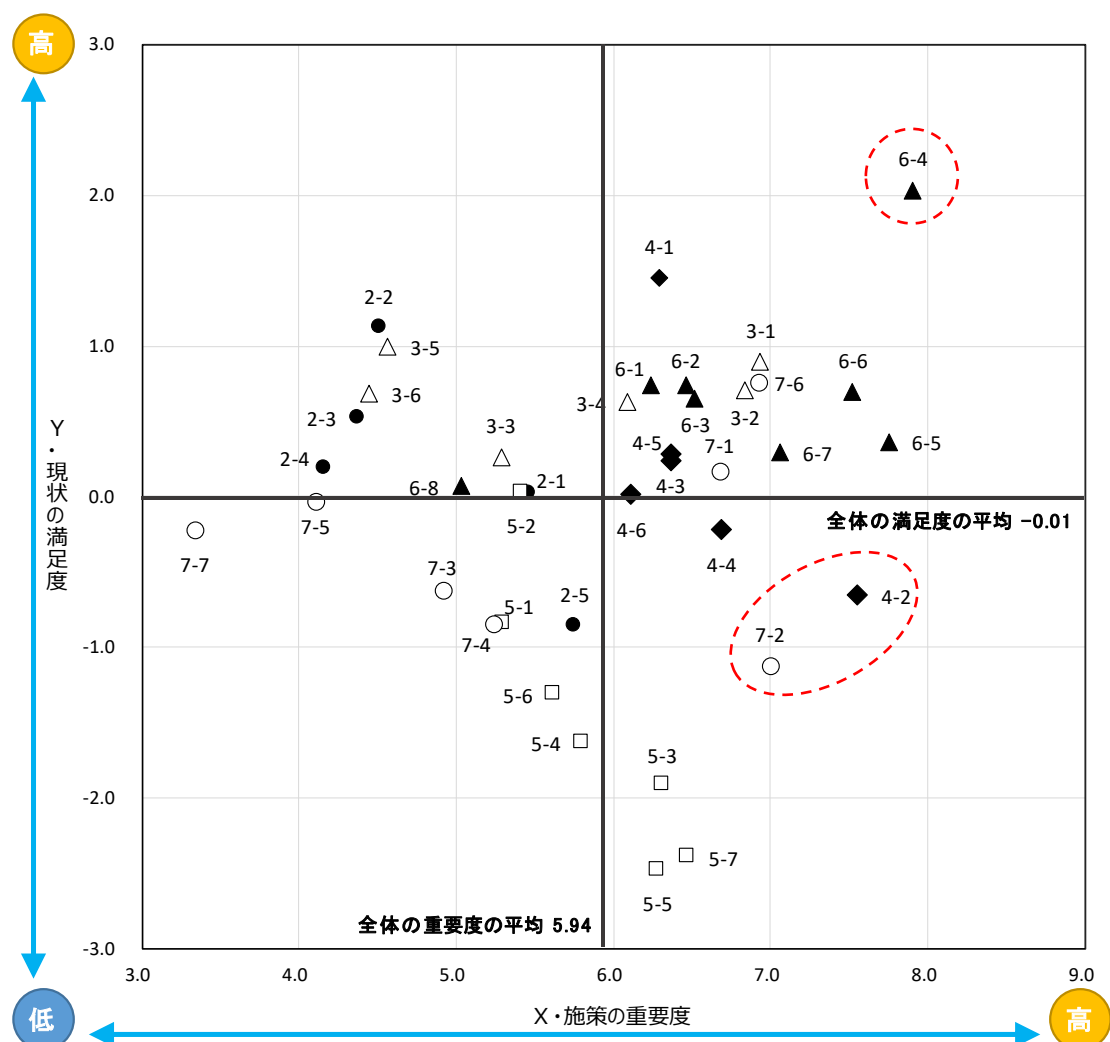


「住みよいまちであると思わない」理由

イ 分野別のまちづくりの取り組みについて

「4-2 地域保健・医療の推進」や「7-2 公共交通の充実」は重要度が高く、現状の満足度が低く、対策の必要性が高いと感じている分野と言えます。

「6-4 消防・救急体制の充実」は重要度、満足度ともに高くなっています。



●	2-①	住民主体のまちづくりの推進
●	2-②	人権尊重のまちづくりの推進
●	2-③	男女共同参画のまちづくりの推進
●	2-④	非核・平和と国際化の推進
●	2-⑤	行財政改革の推進
△	3-①	子育て支援の充実
△	3-②	学校教育の充実
△	3-③	生涯学習の推進
△	3-④	青少年の健全育成
△	3-⑤	生涯スポーツの推進
△	3-⑥	歴史の保存と文化の充実

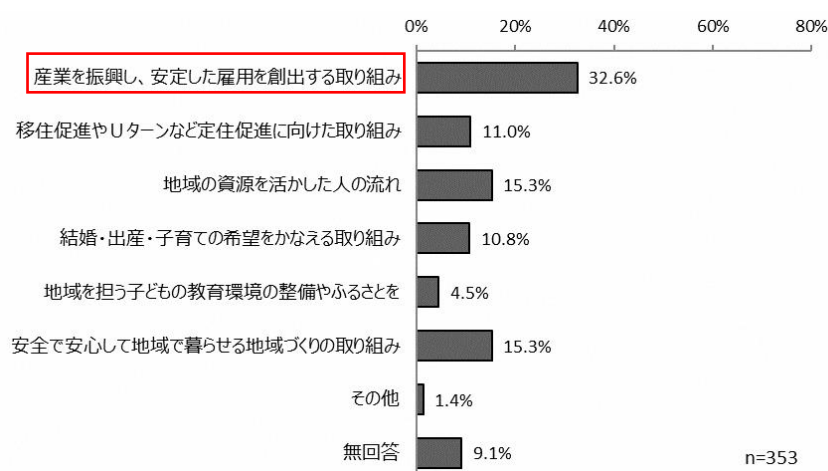
◆	4-①	健康づくりの推進
◆	4-②	地域保健・医療の推進
◆	4-③	地域福祉の推進
◆	4-④	高齢者福祉の推進
◆	4-⑤	障がい者（児）福祉の推進
◆	4-⑥	社会保障の充実
□	5-①	農林業の振興
□	5-②	漁業の振興
□	5-③	商業の振興
□	5-④	地域産業の振興
□	5-⑤	新規産業の育成・企業誘致の推進
□	5-⑥	観光・レクリエーションの振興
□	5-⑦	勤労者対策の推進

▲	6-①	環境保全の推進
▲	6-②	生活環境の充実
▲	6-③	適切な廃棄物処理の推進
▲	6-④	消防・救急体制の充実
▲	6-⑤	防災対策の推進
▲	6-⑥	防犯対策の促進
▲	6-⑦	交通安全対策の推進
▲	6-⑧	消費者保護の推進
○	7-①	道路網の整備
○	7-②	公共交通の充実
○	7-③	公園・緑地の整備
○	7-④	河川の整備
○	7-⑤	港湾の整備
○	7-⑥	下水道の整備
○	7-⑦	住宅・住環境づくりの推進

分野別まちづくりの取り組みの満足度と重要度

ウ まちの人口減少・少子高齢化について

活力ある社会を実現する上で、「産業を振興し、安定した雇用を創出する取り組み」(32.6%)が最も重視されています。

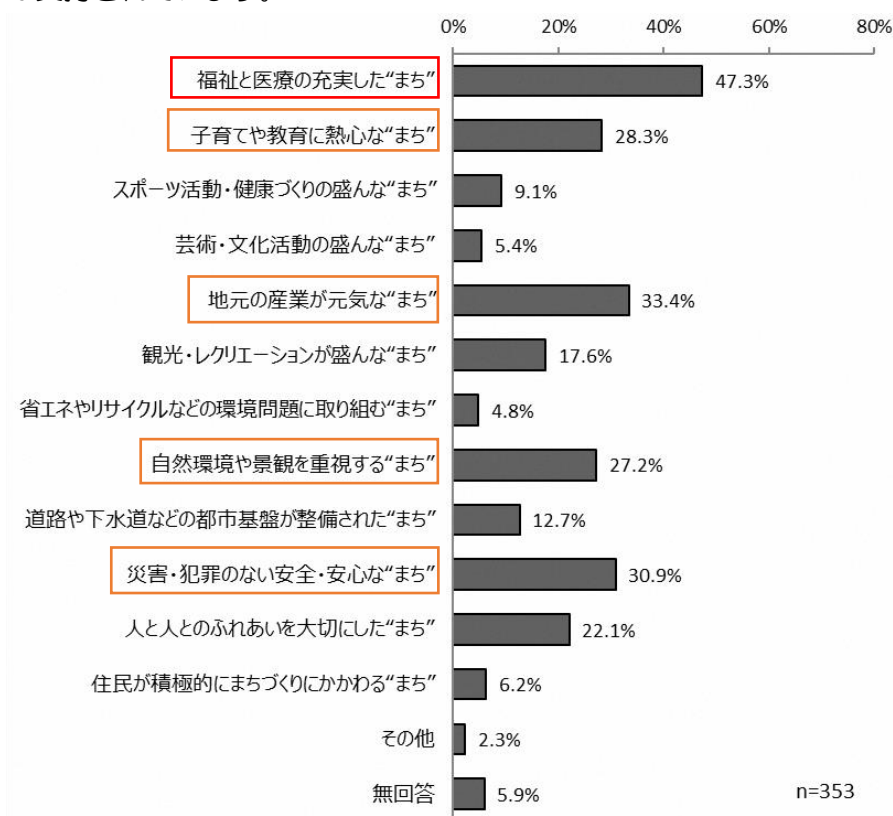


人口減少を克服し、活力ある社会をめざして岬町が取り組むべきこと

エ 岬町の将来像について

岬町の望ましい将来像として、「福祉と医療の充実した“まち”」(47.3%)が特に重視されています。

その他、「地元の産業が元気な“まち”」(33.4%)や「災害・犯罪のない安全・安心な“まち”」(30.9%)、「子育てや教育に熱心な“まち”」(28.3%)、「自然環境や景観を重視する“まち”」(27.2%)が支持されています。



望ましい岬町の将来像

2章 本町における都市計画の課題

① 加速する人口減少、高齢化に伴う社会変化にどのように対応していくか

- ・本町では、人口減少傾向が続き、高齢化率も高くなっています。空き家率も周辺市と比較して高く、今後の人口減少で更なる増加が予測されます。
- ・人生 100 年時代に備えた都市のあり方を展望しながら、人口減少等に伴うコンパクトな市街地形成や暮らしの利便性の維持・確保、厳しい財政事情を考慮したインフラ等の効率的な維持・管理等を意識したまちづくりを考えていく必要があります。

② 豊かな自然環境や歴史・文化といった地域資源をいかに活用していくか

- ・本町の土地利用の大半が山林や農地、公園・緑地などの自然的土地利用となり、北側は海に面し、山・海・農の自然が豊かな環境にあります。
- ・海岸部には、みさき公園、せんなん里海公園、海釣り公園など豊かな自然に親しむ施設が整備され、町内には古墳、遺跡、社寺などの数多くの文化財が点在するなど、様々な地域資源に囲まれた、落ち着いたある住環境に彩りを与えています。
- ・この豊かな自然環境、歴史・文化等の地域資源を最大限に活用したまちづくりを考えていく必要があります。

③ 甚大化する災害被害をはじめ安全・安心の確保に向けていかに対応していくか

- ・山林に囲まれ、特に谷筋の集落は、土砂災害の危険性のあるエリアが多く含まれ、漁村集落を中心として、津波の浸水域に含まれています。
- ・平成 30 年（2018 年）には、台風 21 号による暴風雨災害が発生し、また、将来的に発生が確実視される南海トラフ巨大地震による災害も懸念されます。
- ・他に、治安面での不安も住民の声としてあがっており、本町の安全・安心な暮らしの確保に向けたまちづくりを考えていく必要があります。

④ 低迷が著しい地域経済をいかに活性化していくか

- ・就業者の流出が多く、大阪市や周辺市のベッドタウン的側面が強くなっています。また、関西電力多奈川発電所の長期計画停止状態にはじまり、遊園地「みさき公園」運営からの南海電鉄株の撤退があり、働く場の減少や来訪者の減少が進むことが懸念されます。
- ・本町を取り巻く厳しい経済情勢に対応しつつ、本町の地域経済を活性化させるまちづくりを考えていく必要があります。

⑤ 地域主体のまちづくりをいかに進めていくか

- ・近年のまちづくりにおいては、地域主体のまちづくりが重要視されていますが、高齢化や若者流出に伴う地域の担い手不足に対する懸念があります。
- ・また、知り合いや友人、親類等がいることが住みよいまちにつながっているという認識も高いことがうかがえることから、今後も地域のつながりを大切にした、地域主体のまちづくりを展開していく必要があります。

3章 全体構想

1. 都市計画の基本理念と目標

総合計画においては、本町の将来像を次のように掲げております。そのため、都市計画マスタープランにおいてもこの将来像を共有しながら、都市計画の観点から実現していくことを念頭に基本理念や目標を設定しています。

〈将来像〉

みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち “みさき”

岬町を取り巻く社会潮流を鑑みれば、少子高齢化、グローバル化、安全・安心への希求の高まり、情報化の進展などが住民生活、まちづくりに影響している状況です。岬町を持続可能で活力が高いまちにするためには、住民や事業者などと行政が一丸となって、住み続けたい、訪れたいまちをめざす一方、住民アンケート、ワークショップでも示されたように「豊かな自然と自然の恵み」「人と人とのふれあいやつながりがもたらす人の温もり」など、町の誇り持続させたまちづくりを進めることが望まれます。

〈都市計画の基本理念〉

本町は大阪の最南端に位置し、温暖な気候、豊かな自然環境、様々な歴史・文化資源に彩られたまちです。

市街地は海岸部を中心に比較的コンパクトに形成されており、関西における世界の玄関口・関西国際空港にほど近いことから海外とのつながりも期待され、また国道26号（第二阪和国道）の開通により大阪、和歌山へのアクセス性が飛躍的に向上しており、交通至便な環境が形成されつつあります。一方、市街地の大部分が海に面しており、南海トラフ巨大地震をはじめ、近年頻発する豪雨や暴風による災害など安全・安心面での対策が求められています。

このような状況を考慮しながら、快適で安全・安心に住まい、憩えるまちづくりに取り組みます。

〈都市計画の目標〉

①快適、便利に暮らすことができる都市をつくる

Keyword 身近な生活利便機能の充実、良質な住環境の形成、暮らしを支える交通環境の維持

②地域資源を活かした魅力あふれる都市をつくる

Keyword 水・みどりを活かした環境空間の形成、自然・文化・歴史を活かした交流空間の形成

③安全・安心に暮らすことができる都市をつくる

Keyword 災害に強い基盤や市街地環境の整備、安心感を持って暮らせる居住環境の形成

2. 都市構造と土地利用構想

まちの将来都市構造については第4次総合計画の考え方を踏まえつつ、前回からの10年間の進捗状況や今後の期間を見据え、次の通り「都市構造（「都市軸」と「拠点」）」及び「土地利用構想」に関する基本方針を定め、それぞれにふさわしい機能の充実や集積を図り、安全で安心な、ゆとりと潤いのあるまちづくりをめざします。

（1）都市構造

ア 拠点

●広域交流拠点

みさき公園、せんなん里海公園、道の駅みさき、道の駅とっとパーク小島及び多奈川地区多目的公園の周辺エリアは、住民のみならず町外からの来訪者を含む人々との交流を育む機能を有する「広域交流拠点」と位置付けます。

●行政・交流拠点

町役場が立地し、南海多奈川線：深日港駅や深日港を含む周辺エリアについては、本町の中核的機能を有する「行政・交流拠点」と位置付けます。

●新交流拠点

みさき公園駅（みさき公園含む）から淡輪駅周辺を含むエリアについては、新たなまちの賑わい創出に資する機能導入による「新交流拠点」と位置付けます。

●産業拠点

関西電力多奈川発電所・第二発電所跡地は、新たな企業誘致によるまちの活力増進に資する機能導入をめざす「産業拠点」と位置付けます。

イ 都市軸

国道26号（第二阪和国道）、主要地方道岬加太線及び府道和歌山阪南線は、まちの骨格となる「都市軸（東西都市軸、南北都市軸）」に位置付けます。

ウ 連携軸

国道26号（第二阪和国道）と多奈川地区多目的公園、加太方面と連携する（仮称）加太岬スカイライン構想による「東西連携軸」を位置付けます。

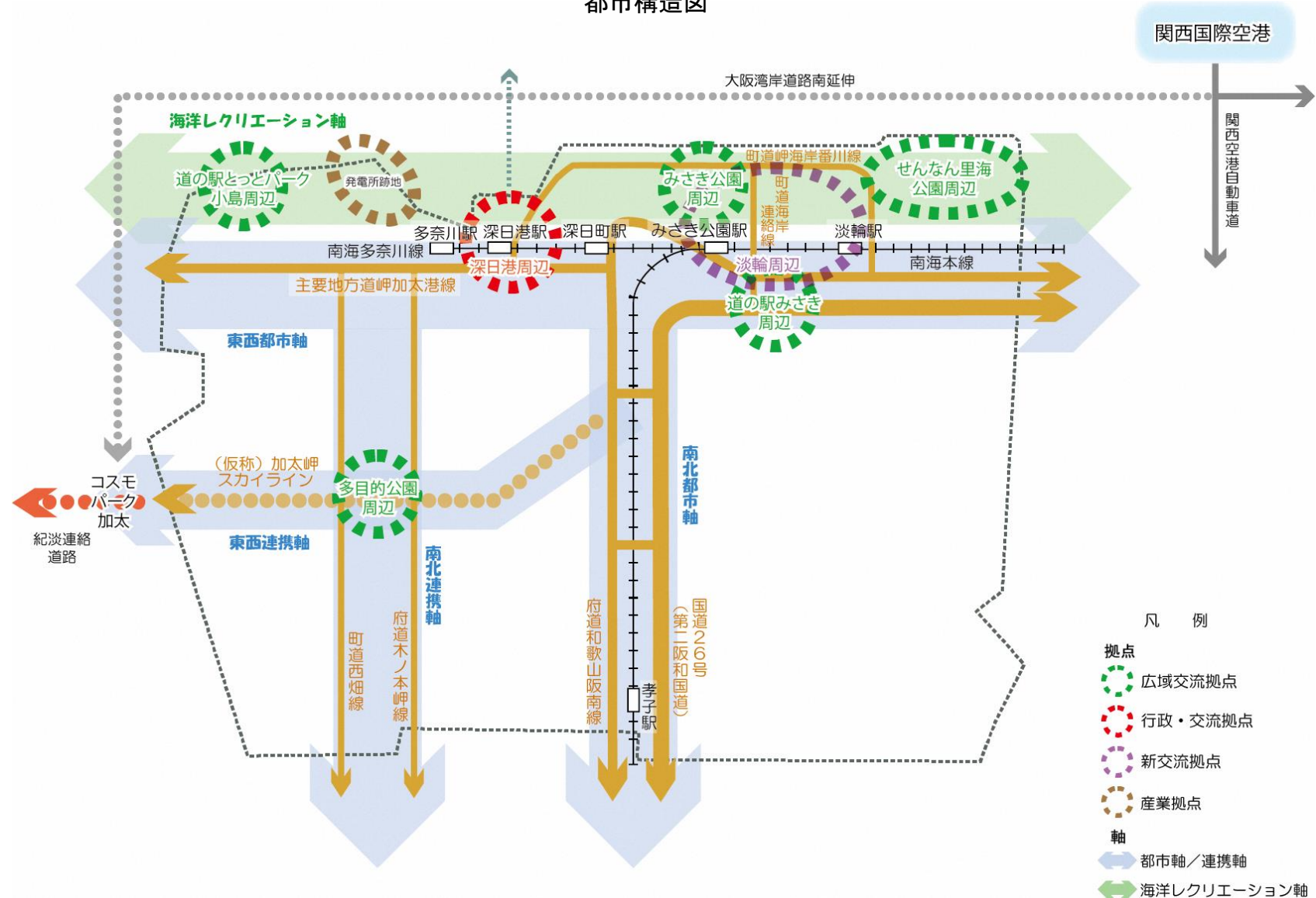
また、主要地方道岬加太港線から和歌山方面に伸びる府道木ノ本岬線と町道西畑線の整備による「南北連携軸」を位置付けます。

さらに、町道岬海岸番川線や新たに整備された町道海岸連絡線の路線を含めた南北軸、東西軸をあわせたましご状の骨格を形成します。

エ 海洋レクリエーション軸

府下で唯一残された自然海岸やビーチスポーツの拠点であるせんなん里海公園、ヨットハーバー、海釣り公園などの海洋レクリエーション施設やふれあい漁港施設の連携による「海洋レクリエーション軸」を位置付けます。

都市構造図



(2) 土地利用構想

●市街地ゾーン

北部の大阪湾に沿って広がる地域を「市街地ゾーン」として位置づけ、「生活ゾーン」、「工業ゾーン」、「港湾振興ゾーン」に区分します。

「生活ゾーン」は、古くから発展してきた既成市街地と、計画的な住宅開発を中心とした新市街地、農地などによって形成されます。

既成市街地においては、住環境の整備や防災機能の強化を図り、安全で安心できる住宅地をめざします。新市街地においては、良好な住環境の保全を図り、安全で快適な住宅地をめざします。また、市街地ゾーンに広がる農地については、住環境と農空間が調和したゆとりのある市街地の形成をめざします。

みさき公園駅周辺については、商業・業務及び居住などの都市機能の誘導と集積を図り、新たな市街地の整備をめざします。

臨海部の工場が集積した「工業ゾーン」は、周辺の住環境や自然環境との調和を図り、隣接する市街地ゾーンとの共生をめざします。

深日港周辺の「港湾振興ゾーン」は、深日港の港湾機能の整備を図り、地域の活性化に努めます。

●レクリエーションゾーン

みさき公園、せんなん里海公園及びゴルフ場からなる地域を「レクリエーションゾーン」として位置づけます。

みさき公園及びせんなん里海公園は、人々との交流や野外活動、健康増進などを促進する地域として充実を図ります。また、ゴルフ場については、周辺環境との調和に配慮した適切な維持管理を促進します。

また、本町では「新みさき公園」を計画しており、大人から子どもまで幅広い世代に利用され、新たな賑わいをうむ観光・レクリエーションの拠点となることをめざしています。

●自然共生ゾーン

中南部の山間地と沿岸域からなる地域を「自然共生ゾーン」として位置づけ、「自然緑地共生ゾーン」、「沿岸域共生ゾーン」に区分します。

町域の大半を占める山間地の「自然緑地共生ゾーン」は、貴重な自然環境の保全を基本とするとともに、自然環境に配慮したまちの健全な発展や集落地における生活環境との調和を図ります。

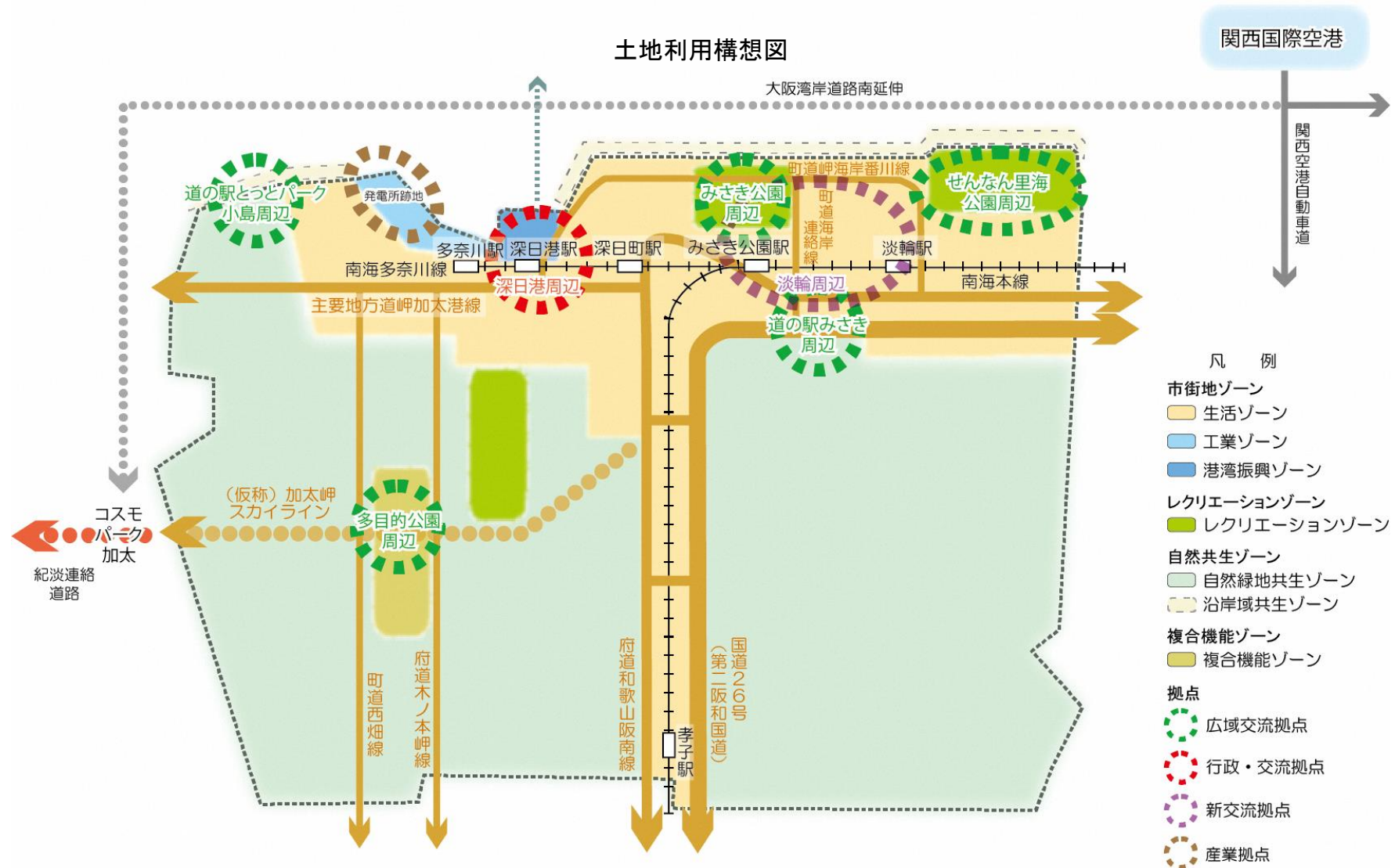
大阪府唯一の自然海岸を含む海岸線一帯の「沿岸域共生ゾーン」は、自然環境の保全に配慮して、人々が海とふれあえる空間の創造に努めます。

●複合機能ゾーン

多奈川地区多目的公園は、自然環境との調和を図り、新たな産業の創設と住民の健康に寄与する「複合機能ゾーン」として位置づけます。

多目的公園には、企業誘致を行う事業活動エリアと多目的広場やビオトープなどの緑地空間を中心とした広域交流エリアを配置し、それぞれの機能の集積と充実を図ります。

土地利用構想図



3. 都市計画の方針

(1) 土地利用の方針

ア 基本的な考え方

○主に市街化区域について

- ・用途地域に基づき、それぞれの土地利用の誘導を図ります。
- ・既成市街地においては、都市機能の更新を進めるとともに、快適で便利な住環境を形成します。
- ・市街化区域内の農地や低未利用地においては、開発許可制度の適正な運用や地区計画制度などの活用により、計画的で良好な市街地形成に努めるほか、農地を活かしたゆとりある住環境の形成を図ります。

○主に市街化調整区域について

- ・町の大半を占める山間部の樹林地や農地については、自然環境の保全を基本とし、住民にとって健全で憩える空間形成を図ります。
- ・府下唯一の自然海岸を含む貴重な空間がある沿岸部においては、自然環境の保全により、水辺に親しむことができる空間形成を図ります。
- ・既存集落地や開発地については、適切な住環境としての土地利用の誘導を図ります。

○都市計画区域外の区域について

- ・国道 26 号（第二阪和国道）開通により、開発圧力が高まることが予想されることから、無秩序な開発を抑制し、計画的なまちづくりを進めるため、都市計画区域編入を含めた検討を行います。

イ 基本方針

①住宅エリア

(低層住宅地)

- ・ゆとりと潤いを感じることができる良好な住環境の維持・保全を図ります。

(複合住宅地)

- ・低層住宅、中高層住宅の複合する良好な住環境の形成を図ります。

(一般住宅地)

- ・既にある道路・公園等の都市基盤施設の適切な更新と維持・管理を行いながら、快適で安全・安心な住環境の形成を図ります。

(集落地)

- ・自然に囲まれた住環境を活かし、田舎暮らしなどの新たな交流人口の受け皿となる土地利用の検討を行います。
- ・市街化調整区域や都市計画区域外の集落の住環境の保全を検討します。

(共通事項)

- ・住宅地内に点在する空家や空地等の低未利用地については、ゆとりある居住空間や防災空間としての活用に向けた検討を行うとともに、地区計画制度などの活用による計画的で良

好な住環境の形成をめざします。

②商業・サービスエリア

- ・深日港駅周辺は町役場をはじめ公共公益施設や商業施設が集積していることから、引き続き本町の中核を構成するエリアにふさわしい土地利用の誘導を図ります。
- ・淡輪駅周辺から道の駅「みさき」を含むエリアは、町東部の生活利便性を確保するための土地利用の誘導を図ります。また、みさき公園駅周辺については、商業・業務及び居住などの都市機能の誘導と集積を図り、新たな市街地の整備をめざします。
- ・府道と歌山阪南線沿道周辺については、町内外の自家用利用者の利便性を意識しつつ、周辺環境に配慮した生活利便施設の誘導を図ります。
- ・新たに整備された町道海岸連絡線の沿道周辺については、計画的な土地利用を誘導するとともに土地の有効利用に向け、市街化区域の編入及び用途地域の指定等を含めた土地利用を検討します。

③工業・港湾振興エリア

- ・臨海部を中心とする工業エリアについては、周辺の住環境や自然環境との調和を図るとともに、生産・流通機能の強化を図るため、企業誘致を進めます。
- ・深日港周辺の港湾振興エリアは、深日港の港湾機能の整備を図り、地域の活性化に努めていきます。

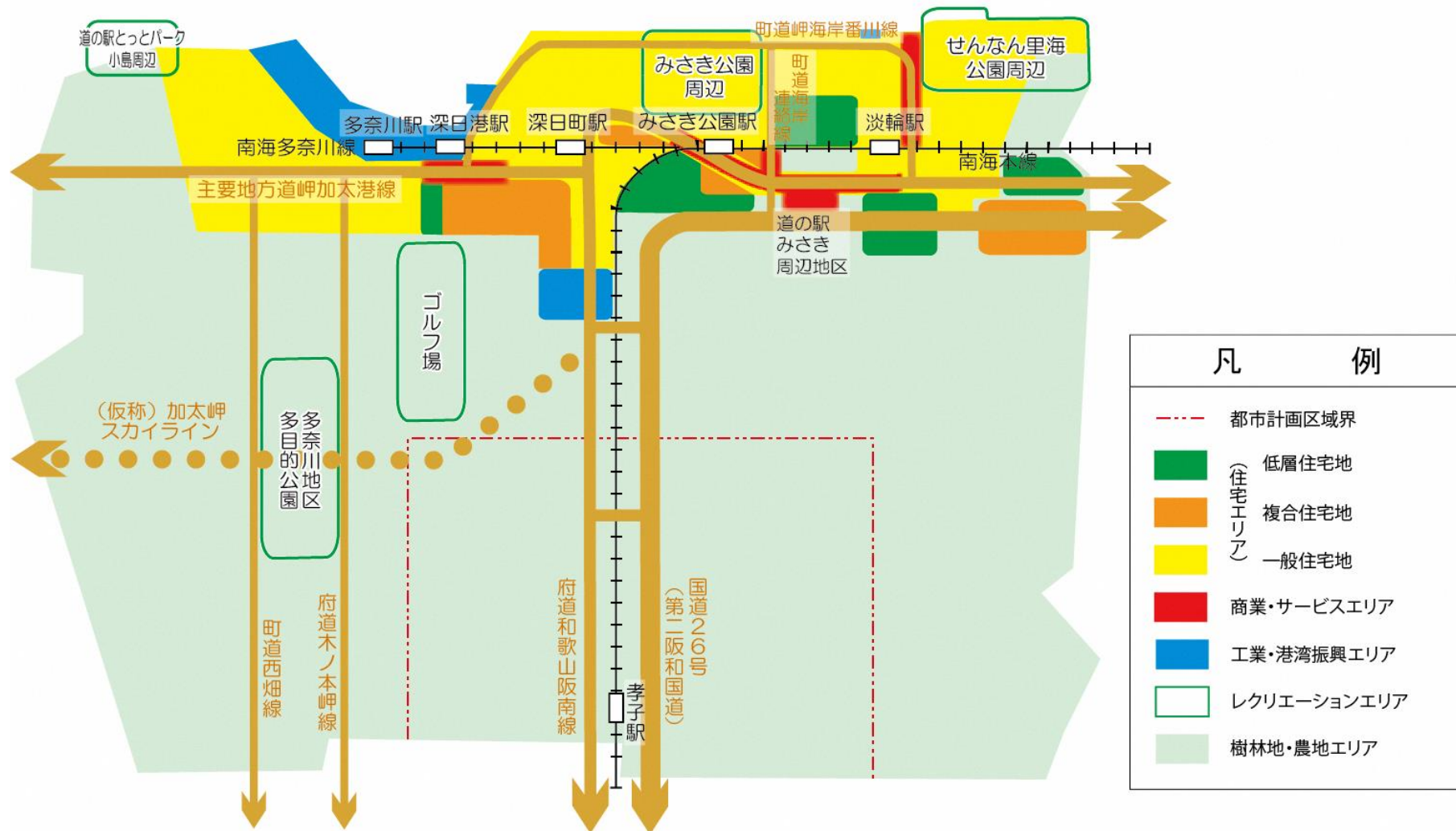
④レクリエーションエリア

- ・せんなん里海公園、多奈川地区多目的公園の「公園・緑地ゾーン地区」や「健康・交流ゾーン地区」については、人々の交流や野外活動、健康増進に資するレクリエーションエリアとして機能の維持、充実を図ります。
- ・多奈川地区多目的公園の「事業活動ゾーン地区」においては、適切な操業環境の維持・保全を図ります。
- ・ゴルフ場については、周辺環境との調和に配慮した適切な維持管理を促進します。
- ・みさき公園については、町の新たな憩いや交流の拠点形成をめざすことを前提としつつ、様々な土地利用の可能性の検討とあわせて用途地域の変更についても検討を行います。

⑤樹林地・農地エリア

- ・良好な自然環境の維持・保全を基本としつつ、「みさき農とみどりの活性化構想」に基づき、樹林地や農地などの本町にある魅力ある資源を活用しながら、町全体の活性化に資する土地利用の検討を進めます。
- ・道の駅みさきの周辺にある市街化調整区域の農地については、岬町のやま・さと・うみを一か所で集中的に体験するシンボリックな場所として、みさき農とみどりの活性化の機能を含む拠点が形成されるエリアにふさわしい土地利用の誘導を図ります。
- ・市街化区域内にある農地については、平成27年（2015年）に施行された都市農業振興基本法の考え方に即し、農産物の供給地としてのみならず、防災や景観等の多面的な機能を担うものとして、生産緑地の指定に向けた検討を行います。

土地利用方針図



(2) 道路・交通体系整備の方針

ア 基本的な考え方

- ・住民の生活利便性、まちの活力増進を支える重要な交通ネットワークの充実・強化を図ります。
- ・誰もが安全・安心・快適に移動できるまちにするため、事業者と連携のもとで、鉄道、コミュニティバスによる公共交通の維持を図ります。
- ・深日港については、災害発生時等の海上ルートの拠点として位置付けるとともに、新しい人の流れを生み出す交流港としての機能を高め、地域の活性化に努めます。

イ 基本方針

①広域幹線道路ネットワークの充実・強化

- ・国道 26 号（第二阪和国道）の複線化及び重要物流路線の認定に向けて、事業主体である国および関係機関との協議・調整を進めていきます。

②地域幹線道路ネットワークの充実・強化

- ・府道木ノ本岬線の狭あい区間の拡幅、主要地方道岬加太港線の歩道整備を引き続き大阪府に働きかけていきます。
- ・（仮称）加太岬スカイラインの構想の実現を引き続き大阪府に働きかけていきます。
- ・町道西畑線や町道岬海岸番川線の狭あい区間の拡幅整備を計画的に進めます。

③生活道路の整備

- ・地域住民の意向も踏まえ、既存道路の改修を計画的に進めます。

④道路の維持・管理の推進

- ・道路の最適な機能を持続させるために長寿命化計画の策定により、効率的な維持・管理を行います。
- ・道路の安全性や機能性を確保するため、定期的な道路パトロールや安全点検を行い、適切な維持・管理を行います。また、狭あい区間の改良などにより、防災空間の確保を図ります。
- ・老朽化が進む橋梁については、岬町橋梁個別施設計画に基づき、計画的な改修、維持・管理を進めていきます。
- ・住民・事業者・行政の協働により、沿道の清掃や植栽管理等に取り組み、快適な道路環境の形成に努めます。

⑤公共交通の維持・充実

- ・みさき公園駅における多奈川線と本線の乗り継ぎ利便性の向上を事業者に働きかけるとともに、多奈川線の利用促進を図ります。また、国、大阪府と連携し、鉄道高架橋の耐震化を促進します。

- ・町が運行主体となっているコミュニティバスは地域の重要な移動手段として、サービスの維持を図ります。

⑥深日港の有効活用

- ・深日港については、港湾管理者である大阪府に対して、旅客や貨物の乗降に必要な接岸施設の整備に関する働きかけを行いつつ、有効活用に向けた検討を行います。

⑦その他

- ・鉄道駅周辺の駐輪場については、利用者の協力を得て秩序ある利用を促すとともに、周辺環境の美化に努めます。
- ・各駐輪場から撤去、保管している自転車、バイクについては、効果的な処分の検討を進めます。

(3) 水とみどりのまちづくりの方針

ア 基本的な考え方

- ・本町に広がる山林や海岸部の自然環境については、住民・事業者・行政の協働により、適切な維持・保全に努めるとともに、自然とのふれあいや住民の健康増進に資する活用を図ります。
- ・住民の暮らしにうるおいとやすらぎをもたらす水とみどりの空間形成を図ります。
- ・みどりの目標と実現のための施策等を内容とした「みどりの基本計画」に基づき、みどりの適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組みます。

イ 基本方針

①海岸部における自然環境の保全・活用

- ・大阪府内で唯一の自然海浜保全地区に位置付けられている小島・長松海岸は、ボランティアの育成や活動支援を通じて、住民・事業者・行政の協働により自然環境の保全に努めます。
- ・自然と親しみ、遊び、学ぶ喜びを感じることができるよう、住民・事業者・行政の協働により自然とのふれあい活動を進めます。

②山間部における自然環境の保全・活用

- ・山林を保全するボランティアの育成や活動団体との連携を図りながら、森林環境の保全・活用に努めます。
- ・森林整備計画に基づく計画的な森林環境の育成を図ります。また、岬町森林整備方針により、森林環境贈与税等を活用した森林整備や木材利用等に向けた取組を進めます。
- ・大阪府立阪南・岬自然公園として指定されている紀泉アルプス西地区・高森山地区については、大阪府立自然公園制度に基づき、優れた自然景観の保護と活用を図ります。

③公園・緑地の管理運営や整備

- ・住宅地整備等にあわせた公園・緑地の整備を適切に行います。
- ・まちなかの児童遊園等は、新たな地域ニーズに対応した公園整備のあり方を検討します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすい公園・緑地の整備、改修を行います。
- ・公園・緑地の維持・管理については、住民・事業者・行政の協働による取組を促進します。
- ・みさき公園については、町の新たな憩いの場や交流に資する公園をめざした整備について引き続き検討を進めます。
- ・多奈川地区多目的公園については、人々の交流や健康増進の場としての機能の維持・充実や、住民・事業者・行政の協働により植樹活動やビオトープの維持・管理など地域の憩いや学びの空間づくりに取り組みます。
- ・せんなん里海公園については、海に親しめる公園として、管理運営に努めるよう大阪府に働きかけます。

④公共施設の緑化推進や維持・管理

- ・公園、道路、河川などの公共施設における緑化推進や維持・管理に努めるとともに、景観に配慮した道路空間の形成や自然環境に配慮した親水空間の創出を図ります。
- ・公園、道路、河川などの緑化に際しては、アドプト制度を活用するなど地域住民の主体的な維持・管理を促します。

⑤民有地の緑化推進

- ・民有地については、生垣や花壇の設置等の宅地内緑化を促すなど、地域における緑化活動を促進します。
- ・事業所や工場においては、大阪府の緑化支援事業などの紹介を行うなど、敷地内の緑化を促進します。

(4) 住環境整備の方針

ア 基本的な考え方

- ・すべての住民が安全・安心で快適に暮らすことができる住環境の形成をめざします。

イ 基本方針

①住環境の整備

- ・地区計画制度や建築協定制度の普及・啓発を行い、良好な住環境の創出・保全に努めます。
- ・増加する空き家や空地については、ゆとりある居住環境や防災空間に資する活用に向けた取り組みを進めます。
- ・住環境を損なう空き家については、所有者に適切な維持・管理を働きかけるとともに、空き家等対策計画に基づく対応を適切に進めていきます。
- ・「岬町住宅マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた住宅政策を進めるとともに、町営住宅に関しては長寿命化計画の策定に向けた取り組みを行います。
- ・民間建築物の耐震診断や耐震改修を促進するため、補助制度の普及・啓発活動に取り組みます。

②下水道の整備と維持・管理

- ・厳しい財政状況を踏まえつつ、適切に下水道の整備を進めるとともに、下水道の最適な機能を持続させるために長寿命化計画等の策定により、効率的な維持・管理を行います。
- ・経費の削減や合理化を図るとともに、使用料の適正化を行い、下水道経営の健全化に努めます。
- ・計画的な雨水排水施設の更新を行うとともに適切な維持・管理を行います。
- ・災害時においても適切に下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化を推進し、下水道業務継続計画のさらなる充実を図ります。

③河川環境の維持・管理

- ・河川の都市基盤としての機能を確保するため、長寿命化計画等の策定により、効率的な維持・管理を行います。
- ・河川の適切な維持・管理を行うとともに、河川改修の際には親自然的な環境づくりに配慮します。
- ・治水対策について二級河川管理者である大阪府に対して未改修区間の早期改修を働きかけます。
- ・ホタルなどの水生生物が生息できる環境を取り戻すため、住民・事業者・行政の協働によりごみや雑草の除却などの河川環境の維持・管理活動に取り組みます。

④その他の公共施設の整備

- ・ごみ処理施設については、施設の長寿命化計画を策定し、施設の適切な維持・管理と改修に努めるとともに、施設運営の民間委託による経費の削減やごみ処理の広域化を検討しま

す。またリサイクルセンターについては、資源ごみの再資源化を進めます。

- し尿処理施設については、計画的な改修を行い、し尿の適切な処理を進めるとともに広域処理を検討します。
- 老朽化した学校施設については、岬町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な更新と維持・管理を行います。
- 公民館については、事業内容の点検や運営のあり方について検討を進めるとともに、適切な施設の維持・管理や利用者の利便性の向上に努めます。
- スポーツ施設については、老朽化した施設を計画的に改修するとともに、既存施設の機能の充実を図ります。
- 淡輪火葬場・待合棟については、計画的な改修を進めるとともに指定管理者制度により適切な管理運営に努めます。
- 町営墓地の適切な維持・管理を行うとともに、今後の需要を勘案しながら施設整備の検討を進めます。

(5) 防災まちづくりの方針

ア 基本的な考え方

- ・防災空間の整備や市街地の面整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、災害による被害を最小限に抑え、まちの防災性の強化を図ります。
- ・災害発生時には住民一人ひとりが自ら命を守る行動を取れるように意識啓発を行うとともに、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上を図ります。

イ 基本方針

①市街地の防災性の充実・強化

- ・老朽化した木造建築物が多い市街地では、耐震改修促進計画に基づき、建物の不燃化や耐震化の促進と建替えに伴う狭あい道路の解消等により市街地の改善に取り組みます。
- ・ブロック塀等撤去補助制度を活用し、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去を推進します。
- ・空家等対策計画に基づき、空家所有者への適正管理を促しつつ、空家の利活用を検討するなど安全・安心な住環境づくりに努めます。
- ・空地等の低未利用地については、敷地の統合や災害時のポケットパークなど安全・安心な住環境に寄与する活用方策を検討します。
- ・旧深日保育所跡地は防災空間等としての整備を検討します。
- ・公園・緑地等のオープンスペースの確保や緊急輸送路に指定されている道路整備など都市基盤施設の防災性の充実・強化を図ります。
- ・市街化区域内における建ぺい率 60%以上の区域における準防火地域の指定の検討を行います。
- ・土木構造物の耐震対策の実施を検討します。

②治山・治水対策の推進

- ・台風等による豪雨災害による浸水被害や土砂災害の被害軽減のため、適切な森林整備を行うとともに、河川、水路、ため池等農業用水利施設の計画的な改修整備等を図ります。
- ・津波による被害に備えて、津波避難ビルの指定や立地誘導を図るなど、住民の命を守る対策について検討します。
- ・浸水被害の軽減に向け雨水函渠や雨水ポンプの整備、長寿命化など都市浸水対策に取り組めます。
- ・土砂災害警戒区域等の土砂災害のリスクが見込まれる場所では、危険度に応じた地すべり対策や砂防施設の整備などを推進します。
- ・山間部の道路においては、豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策を推進します。
- ・来るべき南海トラフ巨大地震に備え、大阪府と連携しながら災害予防対策を検討していきます。

③地域防災力の向上

- ・住民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域住民が互いに助けあう仕組みを構築しながら地域全体の防災力の向上を図ります。
- ・地域が主体となった防災訓練や防災ルールづくり等を支援します。

④その他

- ・避難所の整備や防災用資機材、非常用食糧、生活必需品などの備蓄を充実し、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な基盤整備に努めます。
- ・災害情報の伝達や情報収集の充実を行うため、おおさか防災ネットを活用するとともに、防災行政無線の整備や適切な管理運営に努めます。

(6) 景観まちづくりの方針

ア 基本的な考え方

- ・ 自然環境や歴史・文化資源の保全・活用による魅力的な景観の形成を図ります。
- ・ 市街地や沿道については、背景となる自然環境や周囲のまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

イ 基本方針

①自然景観の保全・活用

- ・ 海岸部や山間部における自然環境は、本町の景観の骨格を構成する要素であることから、適切に保全するとともに、自然レクリエーション利用等の活用を図ります。

②歴史・文化資源の保全・活用

- ・ 本町の景観に重厚さをもたらす歴史・文化資源について、適切に保全するとともに、歴史散策コースの整備など、本町の歴史・文化を堪能できる景観まちづくりを進めます。

③市街地の景観形成

- ・ 鉄道駅周辺や幹線道路沿道は、本町の印象を特徴づける場所であることから、周辺環境との調和やおもてなしの空間であることを意識した景観形成を図ります。
- ・ 国道 26 号（第二阪和国道）沿道は大阪府景観計画に基づき、緑豊かな山並みや新たに形成される市街地環境に配慮した、質の高い景観づくりに努めます。

④協働による景観まちづくりの推進

- ・ 花植えや清掃活動など既にある環境美化活動等の充実を図りつつ、一人ひとりの日々の活動が景観形成につながっていくことを啓発し、景観まちづくりの取組を推進していきます。
- ・ 景観に関する意識啓発を図るため、講演会やシンポジウム、景観まちづくり講座の開催等を検討します。

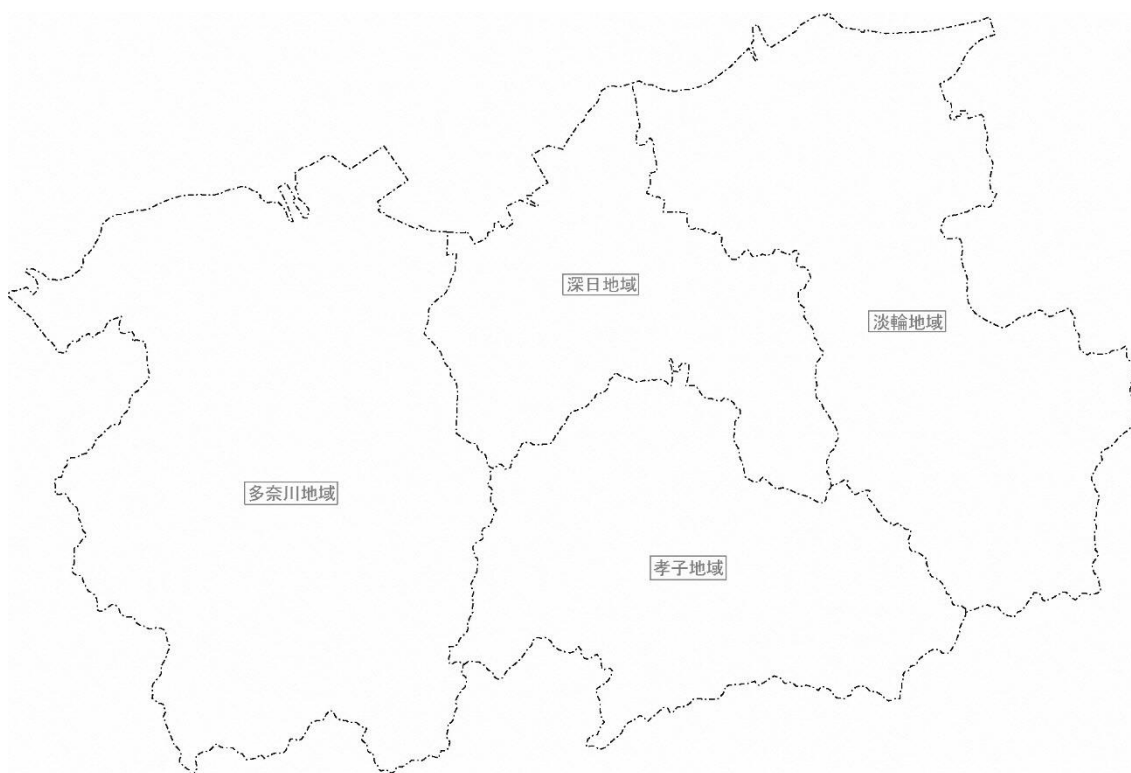
4章 地域別構想

1. 地域別構想について

地域別構想は、地域ごとに概況や主な課題を整理し、全体構想の枠組みの中で、住民の日常生活の基盤となる地域づくりの目標を明らかにしています。また、地域ごとに、土地利用、都市施設等の整備、自然環境の保全・活用等の各方針を示しています。

地域区分の設定については、町の発展の経緯や住民の日常の生活圏域等を考慮し、前回の都市計画マスタープランと同様に「淡輪地域」、「深日地域」、「多奈川地域」、「孝子地域」の4つの地域に区分します。

地域区分図

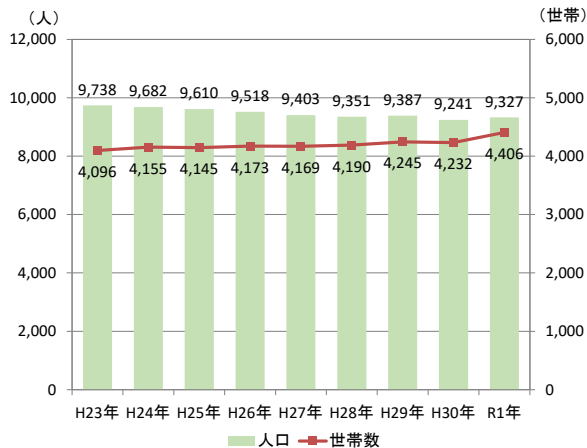


2. 地域ごとのまちづくり方針

(1) 淡輪地域

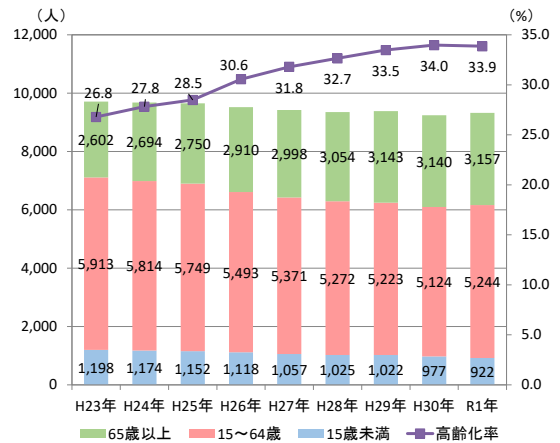
ア 地域の概況

- ・みさき公園、せんなん里海公園、道の駅みさきなど、観光・各種レクリエーション施設が集積し、交流拠点として多くの観光・レクリエーション客が訪れる地域です。
- ・海岸部を中心として古くから発展した既成市街地、丘陵部では開発による良好な住環境を有する住宅地が広がっています。
- ・人口は、全人口の半数以上を占め、4つの地域の中で最も多くなっています。近年は人口減少の傾向にありましたが、平成30年（2018年）から令和元年（2019年）にかけては増加に転じています。
- ・地域内には、町内の6つの駅で最も乗降客数が多く、特急停車駅で多奈川線への乗換駅でもあるみさき公園駅がありますが、近年は乗降客数が減少しています。



(町資料)

人口・世帯数の推移



(町資料)

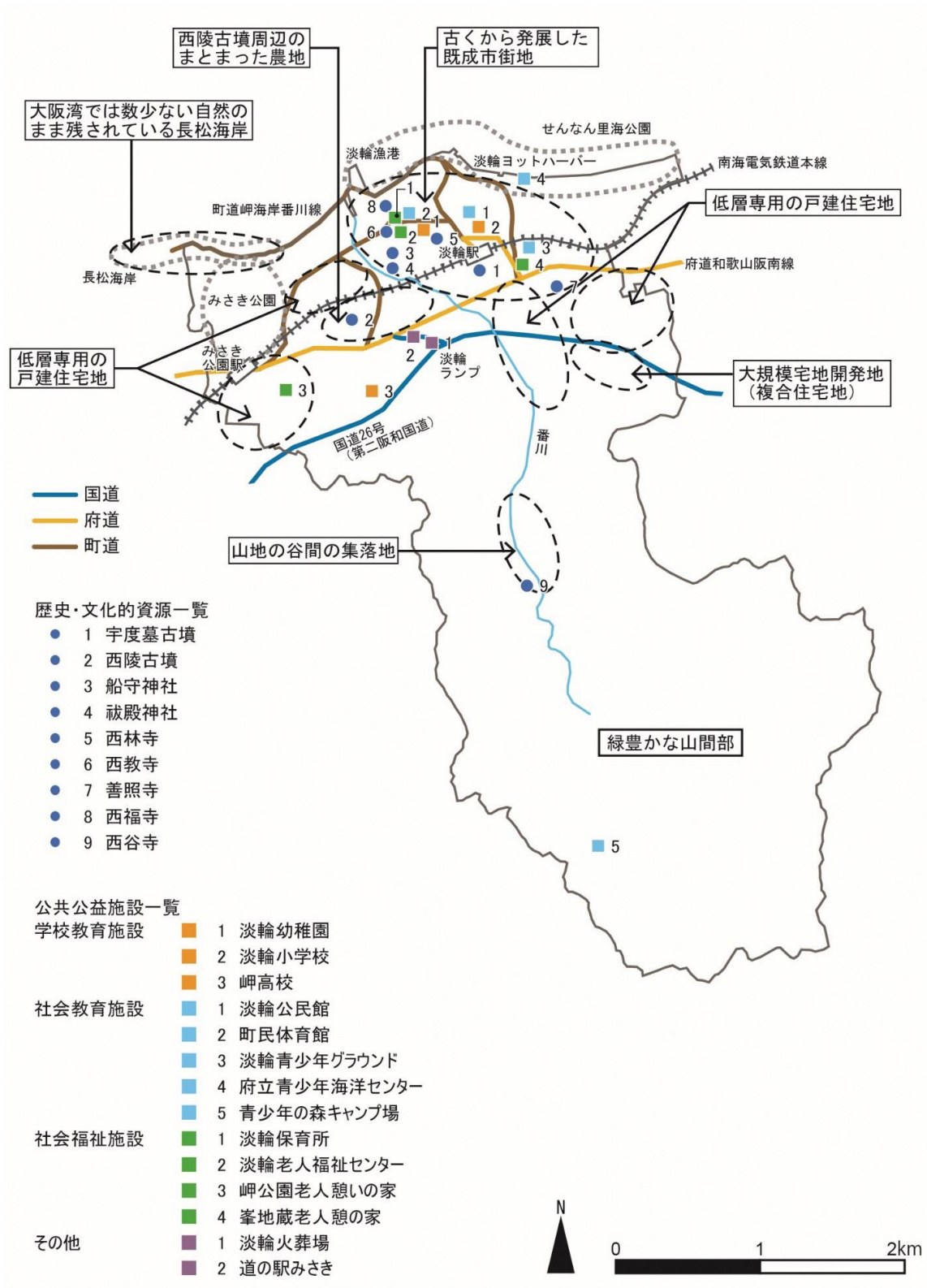
年齢別人口・高齢化率の推移

※各年9月末時点

イ 地域の資源

- ・せんなん里海公園等の各種レクリエーション施設が集積し、海洋スポーツ、レクリエーションの拠点として多くの観光・レクリエーション客が訪れる地域です。平成29年（2017年）に道の駅みさきが開業し、更に観光・レクリエーション機能が充実しました。みさき公園は、令和2年（2020年）3月に運営事業者が撤退し、現在、本町で「新みさき公園」を計画しています。
- ・宇度墓、西陵等の古墳や船守神社等の歴史的な資源も数多くあり、歴史的な地域景観を形成しています。
- ・自然海岸の長松海岸や緑豊かな山間部等自然資源が豊富です。

■地域の概況（淡輪地域）



ウ 主な課題

主な課題

- 国道 26 号（第二阪和国道）の複線化の推進、重要物流路線の認定
- みさき公園駅周辺の再整備
- みさき公園の用途地域の変更等を含めた土地利用の検討
- 府道和歌山阪南線沿道の土地利用誘導
- 既成市街地の都市基盤施設の維持向上
- 計画的な住宅開発の促進と良好な住環境の維持
- 自然環境・歴史的資源の保全・活用
- 山林の保全・整備

エ 地域づくりの目標

○安全で快適な市街地環境の形成を図るとともに、住民と観光・レクリエーション客がふれあえる交流拠点の形成をめざします。

○みさき公園駅(みさき公園含む)から淡輪駅周辺を含むエリアを「新交流拠点」として位置づけ、新たなまちの賑わい創出に資する機能導入をめざします。

①土地利用の方針

- ・丘陵部等の開発による住宅地については、良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・海岸部等の既成市街地については、道路・公園等の都市基盤の計画的な整備、適切な維持管理と防災機能の向上を図り、安全で快適な住環境の形成をめざします。
- ・市街化区域内農地や低未利用地については、地区計画制度等の活用や開発許可制度等の運用によって、計画的で良好な市街地の形成を促進します。
- ・みさき公園については、町の新たな憩いや交流の拠点形成をめざすことを前提とし、様々な土地利用の可能性の検討とあわせて用途地域の変更についても検討を進めます。
- ・みさき公園周辺（道の駅みさきから町道海岸連絡線周辺）の地域については、農やみどりを核とした新たな交流拠点として位置づけ、市街化区域への編入や地区計画制度等の活用を検討し、整備をめざします。
- ・せんなん里海公園については、海に親しめる公園として、管理運営に努めるよう大阪府に働きかけます。
- ・山間部の集落地については、住環境の整備・改善に努めます。
- ・大規模宅地開発地（望海坂）については、地区計画制度等の活用を検討して良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・府道和歌山阪南線沿道の市街化調整区域については、地区計画制度等の活用により、周辺のみどり豊かな環境と調和した沿道サービス型の土地利用の誘導をめざします。

②道路・交通体系整備の方針

- ・国道 26 号（第二阪和国道）の複線化を促進するとともに、町内交通の円滑化や広域的なネットワークの形成を図ります。
- ・狭あい区間の改良などにより、防災空間の確保、市街地の改善を図ります。

③水とみどりのまちづくりの方針

- ・大阪府自然海浜保全地区に指定されている長松海岸については、自然環境の保全に配慮して、人々が海とふれあえる空間の創造に努めます。また、自然のまま残された数少ない貴重な海浜としてその美しい自然景観を保全します。
- ・あたご山については、住民・事業者・行政の協働により再生活動に取り組みます。
- ・遊休農地を市民農園や体験農園として活用し、住民の農業に対する理解や関心を高め、遊休農地の解消に取り組みます。
- ・山林を保全するボランティアの育成や住民の里山再生活動の支援により森林資源の育成・

活用に努めます。

- ・森林整備計画に基づいて計画的な伐採や間伐を行い、森林の育成を進めます。
- ・大阪府立阪南・岬自然公園として指定されている紀泉アルプス西地区については、大阪府立自然公園制度に基づき、優れた自然景観の保護と活用を図ります。

④住環境整備の方針

- ・公共下水道事業の事業認可区域内においては、整備を進めるとともに、整備済区間の早期水洗化を促進します。また、事業認可区域外においては、個別合併浄化槽の設置を普及促進します。
- ・淡輪漁港については、大阪府と連携を図りながら、漁業関連施設の整備を促進し、漁業を生業とした市街地の職住環境の向上をめざします。

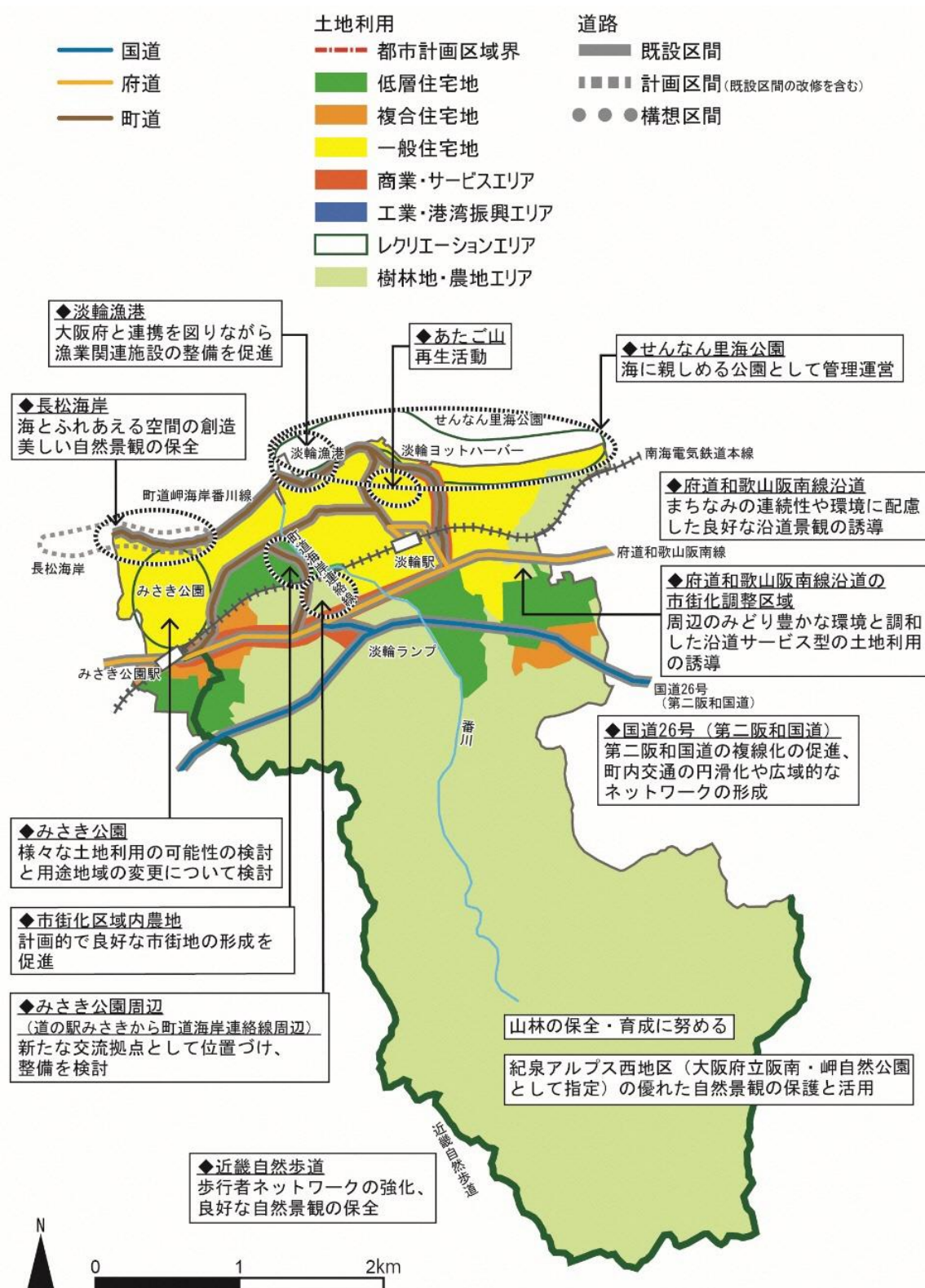
⑤防災まちづくりの方針

- ・既成市街地や山間部の集落地の狭あい道路については、住宅等の建て替え等に合わせて道路空間を確保し、整備に努めます。
- ・洪水、高潮、津波による浸水対策のため、大阪府と連携し、水門等機能の高度化や津波防御施設の閉鎖体制の充実を図るとともに、防災インフラの防災対策を進めます。

⑥景観まちづくりの方針

- ・府道と歌山阪南線沿道については、まちなみの連続性や環境に配慮した良好な沿道景観の誘導に努めます。
- ・古墳群については、歴史的文化エリアとして整備を検討し、ネットワーク化を図るため、遊歩道等の整備を検討します。
- ・宇度墓古墳、西陵古墳、船守神社、祓殿神社等については、歴史的な景観や環境として保全します。
- ・近畿自然歩道のサイン整備等、歩行者ネットワークの強化を推進するとともに、良好な自然景観を保全します。

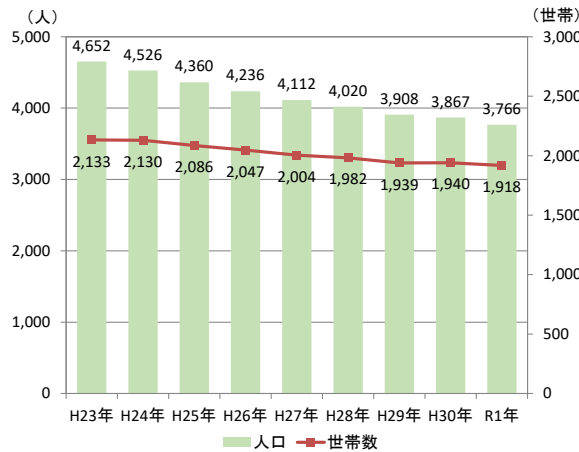
■地域づくり構想図（淡輪地域）



(2) 深日地域

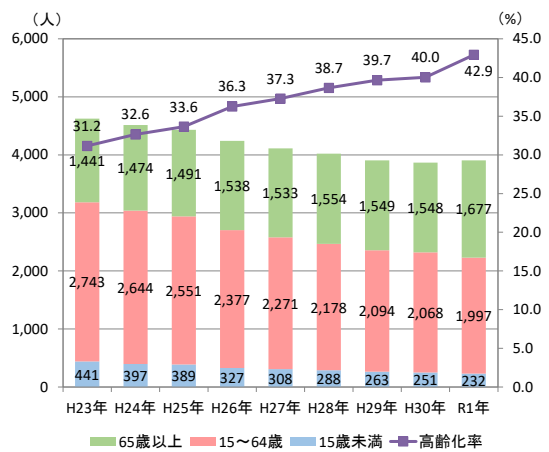
ア 地域の概況

- ・町役場が立地し、海陸の交通結節点である深日港を中心に発展してきた地域です。フェリーや高速艇の定期便は廃止され、交通港としての役割は低下しましたが、航路の再生に向け、旅客船社会実験運航を実施しています。
- ・海岸部には古くから発展した既成市街地が、また、丘陵部では開発による良好な住環境を有する住宅地が広がっています。
- ・人口は、4地域の中で2番目に多い地域ですが、人口の減少が続き、空き家が多くなっています。
- ・地域内には、南海多奈川線の2駅があり、いずれの駅も乗降客数は微増傾向にあり、1日の平均乗降客数は1千人未満となっています。



(町資料)

人口・世帯数の推移



(町資料)

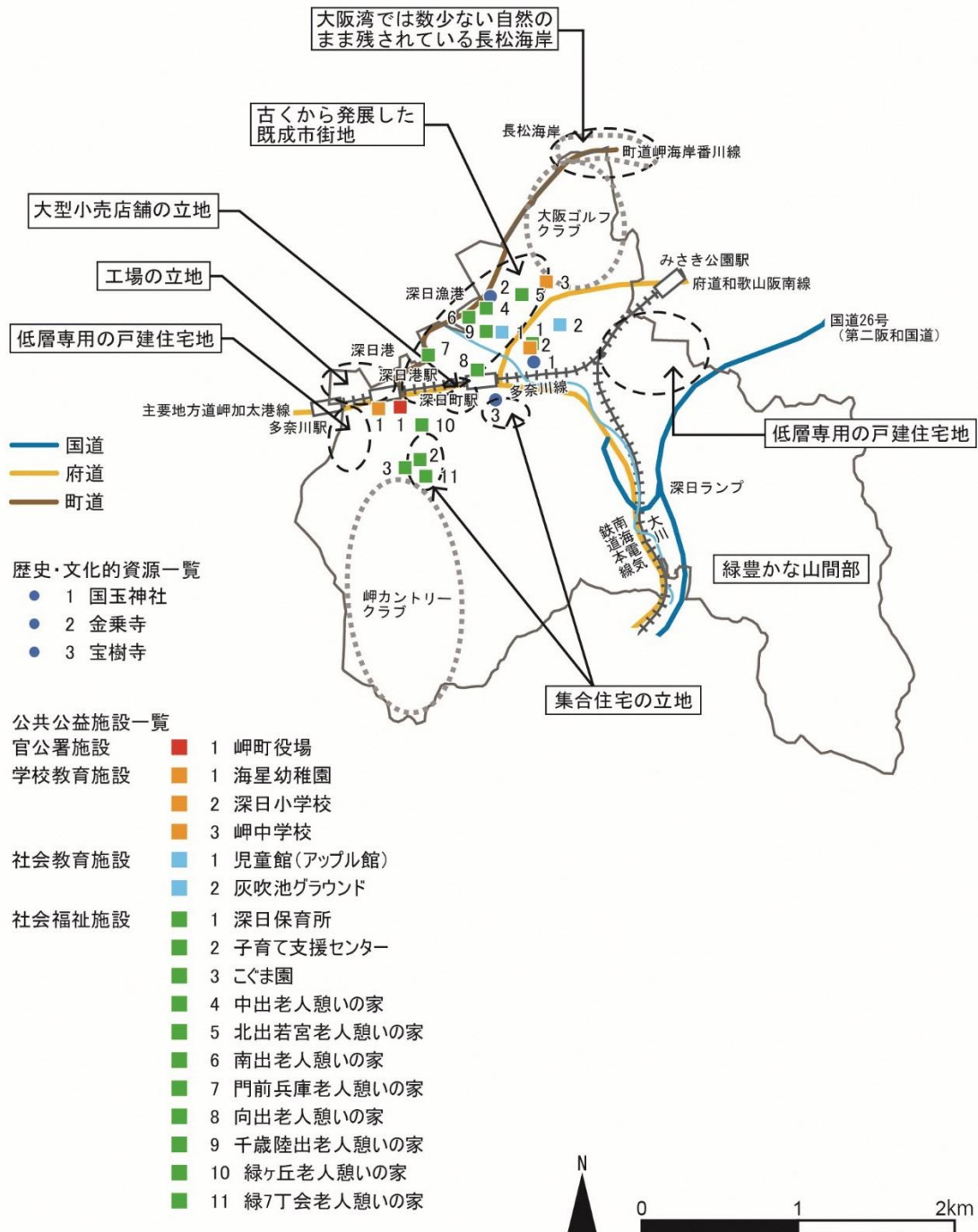
年齢別人口・高齢化率の推移

※各年9月末時点

イ 地域の資源

- ・地区内には、町内唯一の中学校である岬中学校や大型小売店舗が立地し、深日港周辺や府道と歌山阪南線沿道には工場が立地しています。また、臨海部と山間部にはゴルフ場があります。
- ・自然海岸の長松海岸や緑豊かな山間部等自然資源が豊富です。

■地域の概況（深日地域）



ウ 主な課題

主な課題

- 国道 26 号（第二阪和国道）の複線化の推進、重要物流路線の認定
- 町道岬海岸番川線の整備
- （仮称）町道池谷向出連絡線の整備
- 既成市街地の都市基盤施設の整備
- 空き家の増加への対応
- 深日港の再整備
- 南海多奈川線の利用促進（公共交通対策）
- 治水・浸水対策（大川・池谷川・弥勒川）
- 深日漁港の整備促進
- 山林の保全・整備

エ 地域づくりの目標

○安全で快適な市街地環境の形成を図り、深日港周辺の港湾機能等の整備・強化を図るとともに、行政・交流拠点の形成をめざします。

①土地利用の方針

- ・丘陵部等の開発による住宅地については、良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・海岸部等の既成市街地については、道路・公園等の都市基盤の整備と防災機能の向上を図り、安全で快適な住環境の形成をめざします。
- ・防災、防犯等の住環境の向上を図るため、空き家対策の検討を進めます。
- ・工業地については、周辺の住環境との調和を図るとともに、生産・流通機能の強化を促進します。
- ・市街化区域内農地や低未利用地については、地区計画制度等の活用や開発許可制度等の運用によって、計画的で良好な市街地の形成を促進します。
- ・御坊山・カブト山土地地区画整理事業区域については、その他の開発手法の検討も行いながら、都市計画決定の見直しも含め再検討します。
- ・計画を検討している住宅地開発については、地区計画制度等を活用し、自然環境に配慮した良好な住宅地としての土地利用を促進します。

②道路・交通体系整備の方針

- ・国道 26 号（第二阪和国道）の複線化を促進します。また、（仮称）加太岬スカイラインについては、構想の実現を引き続き大阪府に働きかけ、町内交通の円滑化や、将来的には和歌山と淡路島を連絡する構想の紀淡連絡道路と結んで広域的なネットワークの形成を図るとともに、災害時の物流ネットワークの確保をめざします。
- ・町道岬海岸番川線の整備と（仮称）町道池谷向出連絡線の整備を促進します。
- ・みさき公園駅における多奈川線と本線の乗り継ぎの利便性の向上を、事業者に働きかけるとともに、多奈川線の利用促進を図ります。

③水とみどりのまちづくりの方針

- ・大阪府自然海浜保全地区に指定されている長松海岸については、自然環境の保全に配慮して、人々が海とふれあえる空間の創造に努めます。また、自然のまま残された数少ない貴重な海浜としてその美しい自然景観を保全します。
- ・遊休農地を市民農園や体験農園として活用し、住民の農業に対する理解や関心を高め、遊休農地の解消に取り組みます。
- ・山林を保全するボランティアの育成や住民の里山再生活動の支援により森林資源の育成・活用に努めます。
- ・森林整備計画に基づいて計画的な伐採や間伐を行い、森林の育成を進めます。

④住環境整備の方針

- ・公共下水道事業の事業認可区域内においては、整備を進めるとともに、整備済区間の早期水洗化を促進します。また、事業認可区域外においては、個別合併浄化槽の設置を普及促進します。
- ・深日漁港については、大阪府と連携を図りながら、市街化区域への編入を検討し、漁業関連施設の整備を促進し、漁業を生業とした市街地の職住環境の向上をめざすとともに、住民が気軽に海を感じ楽しむことができ、漁業者と住民が交流することができるふれあいの場としての整備を大阪府、漁業者、住民とともに検討します。

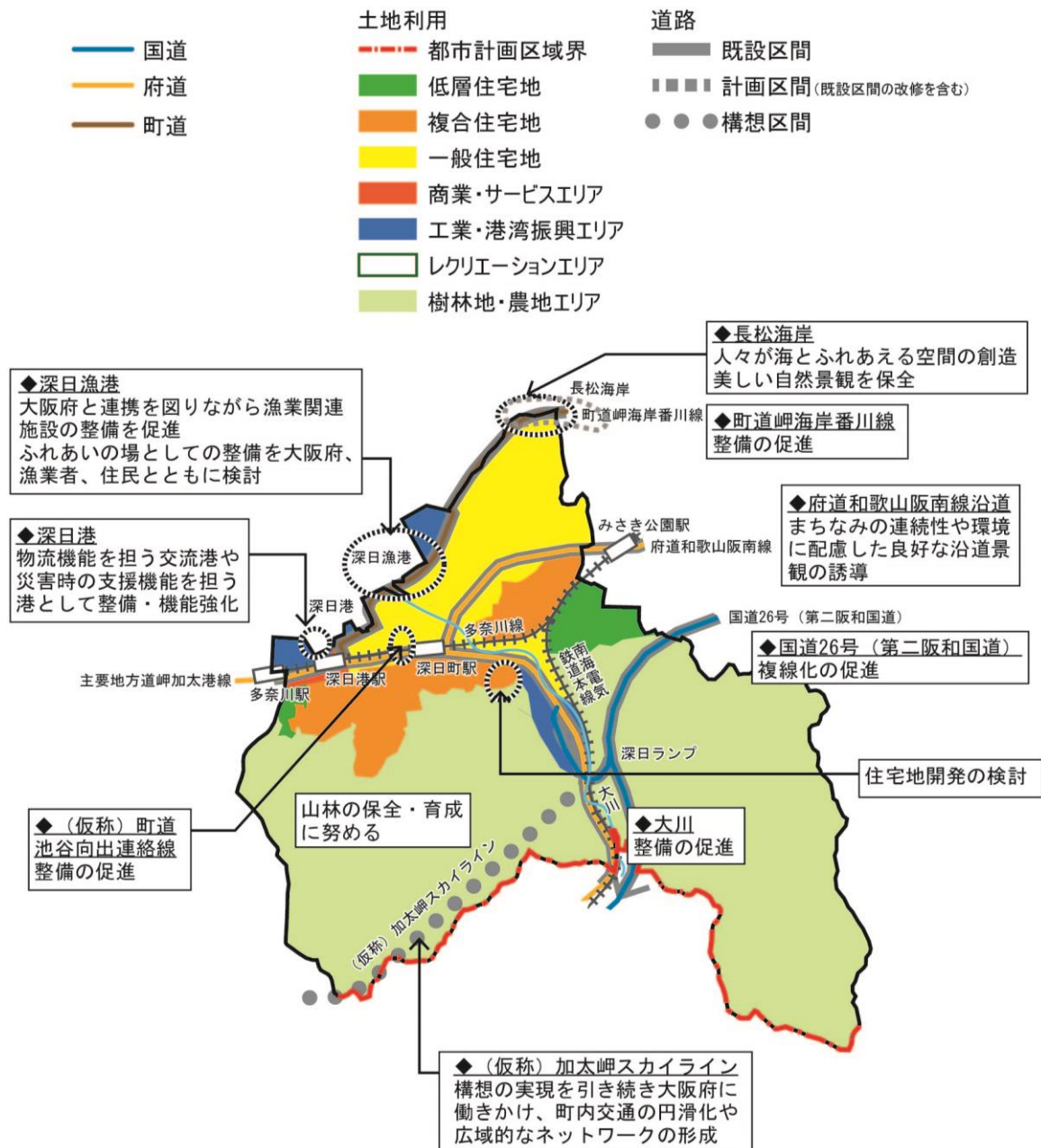
⑤防災まちづくりの方針

- ・既成市街地の狭あい道路については、住宅等の建て替え等に合わせて道路空間を確保し、整備に努めます。
- ・深日港については、関係機関と協議・調整を図りながら、物流機能を担う新しい流れを生み出す交流港や、海上ルートの拠点であり災害時の支援機能を担う港として整備・機能強化し、地域の活性化と安全面の向上に努めます。
- ・治水・浸水対策のため、大川の二級河川区域については引き続き整備を進めるとともに、上流部においては早期改修を大阪府に働きかけます。大川の普通河川区域や池谷川、弥勒川については適切な維持管理に努めます。
- ・洪水、高潮、津波による浸水対策のため、大阪府と連携し、水門等機能の高度化や津波防御施設の閉鎖体制の充実を図るとともに、防災インフラの防災対策を進める。

⑥景観まちづくりの方針

- ・府道と歌山阪南線沿道については、まちなみの連続性や環境に配慮した良好な沿道景観の誘導に努めます。
- ・国玉神社や金乗寺等については、歴史的な景観や環境として保全します。

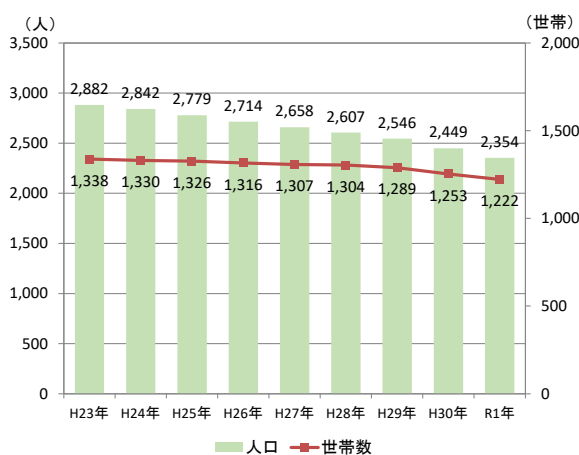
■地域づくり構想図（深日地域）



(3) 多奈川地域

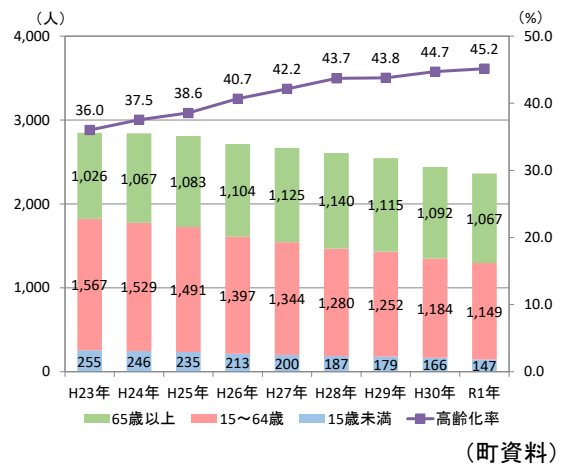
ア 地域の現況

- ・臨海部には工業地と、古くから発展した既成市街地が、山間部には山地の谷間に集落地がありますが、かつて立地していた関西電力多奈川発電所については、平成13年（2001年）に第一火力発電所が廃止され、令和2年（2020年）に、第二火力発電所も廃止となりました。
- ・一方、山間部の関西国際空港二期事業用土砂採取跡地は、多奈川地区多目的公園として、公園・緑地と企業誘致を進める事業活動エリアの整備が進められました。
- ・関西国際空港二期事業用土砂搬出栈橋は、海釣り公園として改修され、道の駅としても整備されています。
- ・人口は減少が続き、空き家が多くなっています。また、地域内には、南海多奈川線の多奈川駅がありますが、乗降客数は減少傾向にあり、1日の平均乗降客数は1千人未満となっています。



人口・世帯数の推移

※各年9月末時点

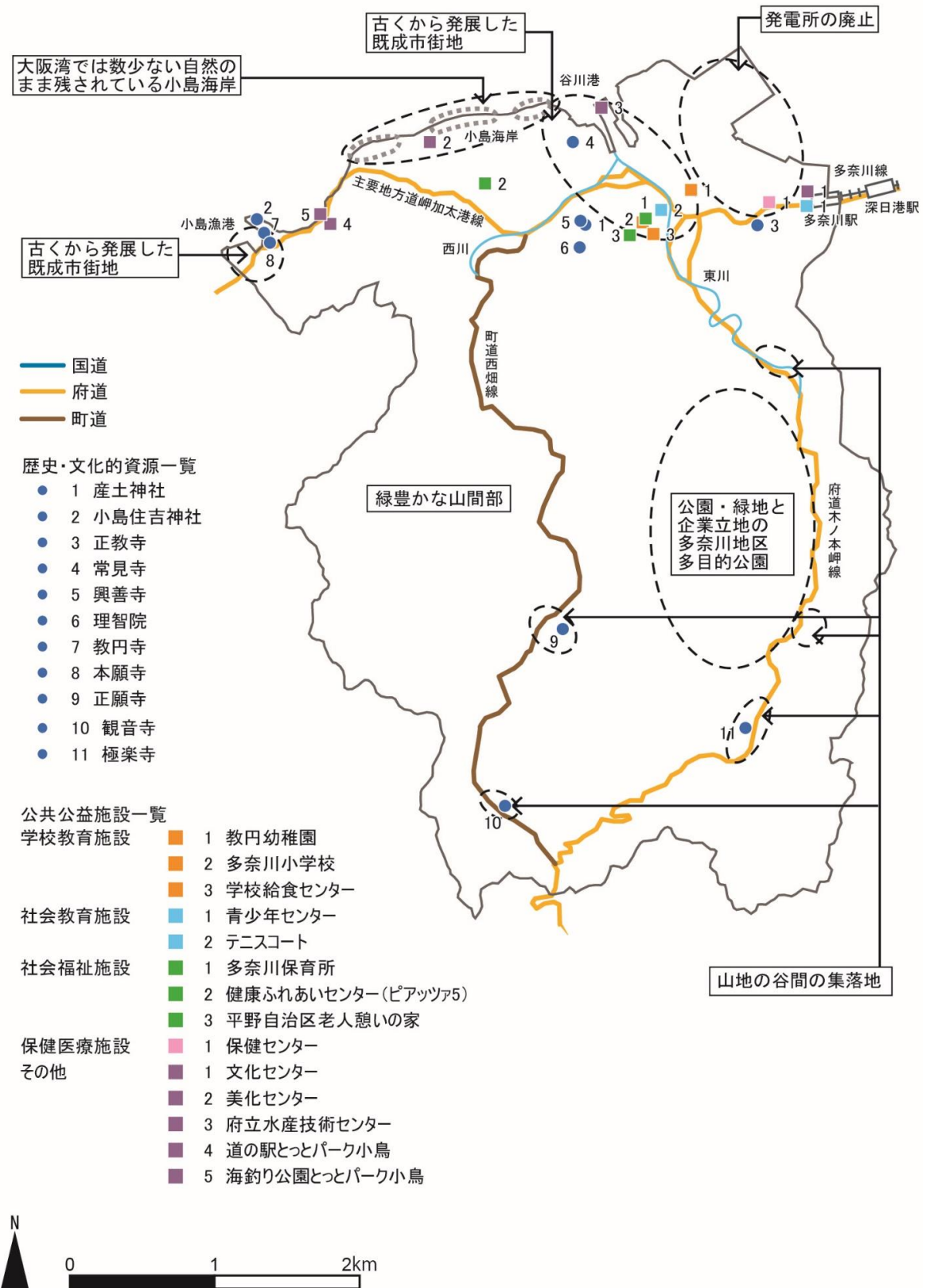


年齢別人口・高齢化率の推移

イ 地域の資源

- ・多奈川地区多目的公園やとっとパーク小島等自然を活かしたレクリエーション施設があります。
- ・小島住吉神社や理智院等の歴史的な資源も数多くあります。
- ・自然海岸の小島海岸や緑豊かな山間部等自然資源が豊富です。

■地域の概況（多奈川地域）



ウ 主な課題

主な課題

- 既成市街地の都市基盤施設の維持向上
- 空き家の増加への対応
- 企業誘致の推進（関西電力多奈川発電所跡地）
- 南海多奈川線の利用促進（公共交通対策）
- 府道木ノ本岬線、（仮称）加太岬スカイラインの整備による道路網の形成
- 町道西畑線、町道美化センター連絡線の整備
- 谷川港、小島漁港の整備促進
- 治水・浸水対策（東川、西川、平野水路）
- 遊休農地の活用
- 山林の保全・整備

エ 地域づくりの目標

○自然海岸や農地・山林等緑豊かな自然環境を活かし、安全で快適な市街地環境の形成を図るとともに、関西電力多奈川発電所跡地に企業誘致を進める等活力ある地域をめざします。

①土地利用の方針

- ・住宅地については、道路・公園等の都市基盤の整備と防災機能の向上を図り、安全で快適な住環境の形成をめざします。
- ・防災、防犯等の住環境の向上を図るため、空き家対策の検討を進めます。
- ・工業地については、周辺の住環境や自然環境との調和を図りつつ、企業誘致を進め、生産機能の強化を図ります。
- ・市街化区域内農地や低未利用地については、地区計画制度等の活用や開発許可制度等の運用によって、計画的で良好な市街地の形成を促進します。
- ・多奈川地区多目的公園については、公園機能の整備により新たな広域交流機能の形成を図ります。
- ・山間部の集落地については、住環境の整備・改善に努めます。

②道路・交通体系整備の方針

- ・府道木ノ本岬線や主要地方道岬加太港線の整備を大阪府に働きかけるとともに、町道西畑線や町道美化センター連絡線の整備を進め、(仮称)加太岬スカイラインについては、構想の実現を引き続き大阪府に働きかけ、町内交通の円滑化や広域的なネットワークの形成を図ります。
- ・みさき公園駅における多奈川線と本線の乗り継ぎの利便性の向上を、事業者に働きかけるとともに、多奈川線の利用促進を図ります。

③水とみどりのまちづくりの方針

- ・遊休農地を市民農園や体験農園として活用し、住民の農業に対する理解や関心を高め、遊休農地の解消に取り組みます。
- ・山林を保全するボランティアの育成や住民の里山再生活動の支援により森林資源の育成・活用に努めます。
- ・森林整備計画に基づいて計画的な伐採や間伐を行い、森林の育成を進めます。
- ・多奈川地区多目的公園については、人々の交流や健康増進に資する場としての機能の維持・充実、住民・事業者・行政の協働により、維持管理を行います。
- ・工場地に隣接する観音崎周辺や南部の樹林地は、周辺の住環境や防災上、優れた自然環境として保全・整備を促進します。
- ・大阪府立阪南・岬自然公園に指定されている高森山地区については、大阪府立自然公園制度に基づき、優れた自然景観の保護と活用を図ります。

④住環境整備の方針

- ・ごみ処理施設及びし尿処理施設については、設備等の適切な維持管理と改修に努め、施設の延命化を図るとともに、広域処理を検討します。
- ・公共下水道事業の事業認可区域内においては、整備を進めるとともに、整備済区間の早期水洗化を促進します。また、事業認可区域外においては、個別合併浄化槽の設置を普及促進します。
- ・漁業集落環境整備事業区域内においては、早期水洗化を推進するとともに、設備等の適切な維持管理に努めます。
- ・谷川港、小島漁港については、大阪府と連携を図りながら、漁業関連施設等の整備を促進し、漁業を生業とした市街地の職住環境の向上をめざします。
- ・海釣り公園とっとパーク小島については、道の駅の機能の充実を図り、地域の交流拠点として施設の充実を図ります。

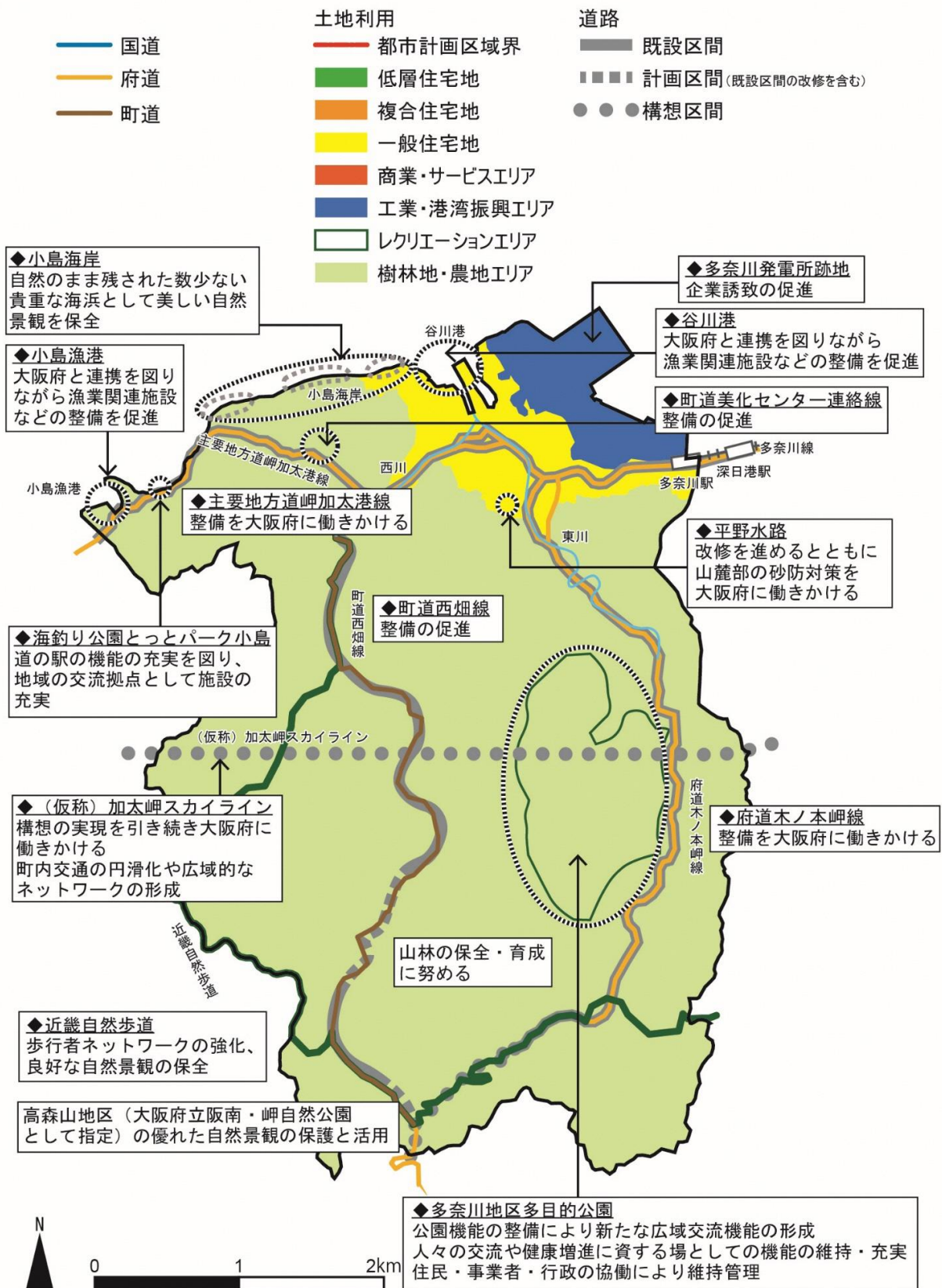
⑤防災まちづくりの方針

- ・既成市街地の狭あい道路については、住宅等の建て替え等に合わせて道路空間を確保し、整備に努めます。
- ・治水・浸水対策のため、東川の普通河川区域や西川の河川改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
- ・高潮、津波による浸水対策のため、防潮堤の液状化対策を大阪府に働きかけます。
- ・平野水路の改修を進めるとともに、山麓部の砂防対策を大阪府に働きかけます。

⑥景観まちづくりの方針

- ・大阪府自然海浜保全地区に指定されている小島海岸については、自然のまま残された数少ない貴重な海浜としてその美しい自然景観を保全します。
- ・小島住吉神社や興善寺、理智院、産土神社等については、歴史的な景観や環境として保全します。
- ・近畿自然歩道のサイン整備等、歩行者ネットワークの強化を推進するとともに、良好な自然景観を保全します。

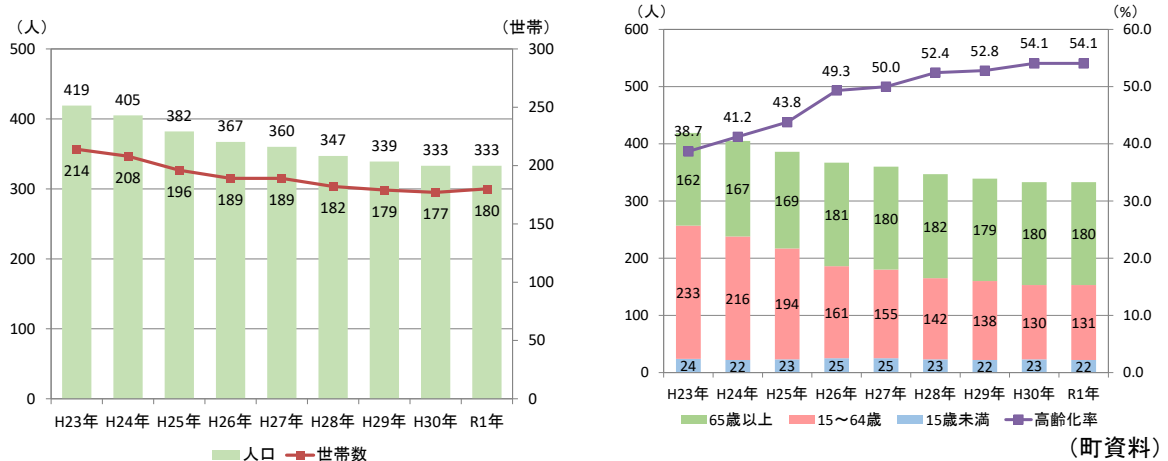
■地域づくり構想図（多奈川地域）



(4) 孝子地域

ア 地域の現況

- ・山間部に位置し、その谷間には集落が点在するとともに府道と歌山阪南線と南海電気鉄道本線が通り、孝子駅があります。
- ・人口は4地域の中で最も少なく、人口の減少が続き、高齢化率が町内で最も高くなっています。
- ・本地域は、都市計画区域に指定されていないため、都市計画法に係る都市的土地利用等の法的規制を受けない地域となっています。



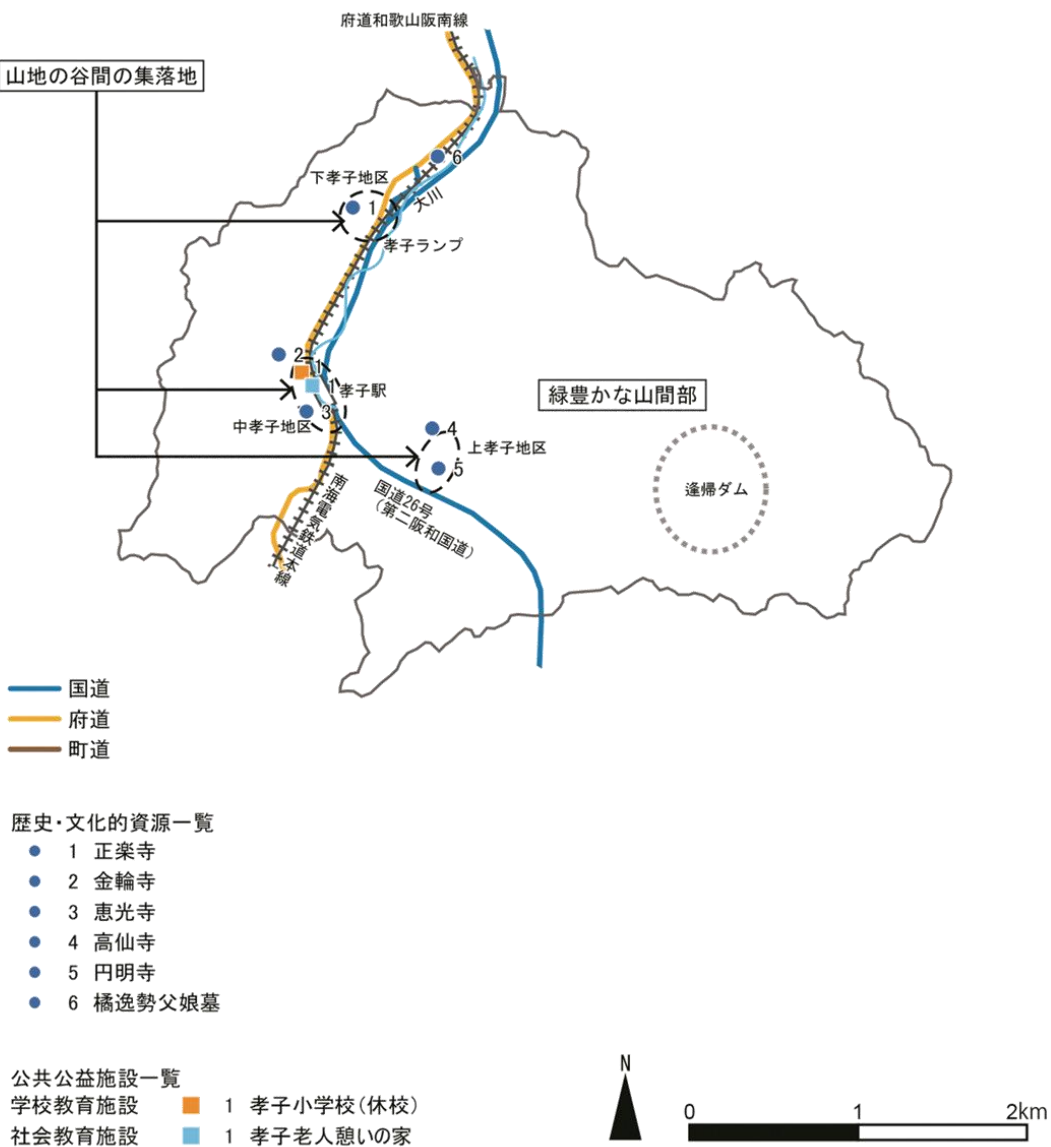
人口・世帯数の推移

※各年9月末時点

イ 地域の資源

- ・緑豊かな山間部に囲まれた地域です。
- ・葛城山脈に28宿の行場を開いたとされる役小角（行者）の開基になると言われる高仙寺等の歴史的な資源も数多くあります。

■地域の概況（孝子地域）



ウ 主な課題

主な課題

- 都市計画区域への編入の検討
- 国道 26 号（第二阪和国道）の複線化、重要物流路線の認定
- 孝子駅周辺の踏切改良
- 治水・浸水対策（大川）
- 遊休農地の活用
- 山林の保全・整備

エ 地域づくりの目標

○豊かな自然環境の保全を基本として、安全で快適な集落環境の形成を図ります。

①土地利用の方針

- ・府道和歌山阪南線が開通し、孝子ランプが開設され、開発ポテンシャルが上がる可能性があることから、無秩序な開発を抑制するために、都市計画区域への編入を含め検討します。
- ・山間部の集落地については、住環境の整備・改善に努めます。
- ・府道と歌山阪南線沿道においては、周辺の自然環境や住環境に配慮し、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導します。

②道路・交通体系整備の方針

- ・国道 26 号（第二阪和国道）の複線化を促進するとともに、町内交通の円滑化や広域的なネットワークの形成を図ります。
- ・孝子駅周辺の踏切の改良を検討します。

③水とみどりのまちづくりの方針

- ・山林を保全するボランティアの育成や住民の里山再生活動の支援により森林資源の育成・活用に努めます。
- ・森林整備計画に基づいて計画的な伐採や間伐を行い、森林の育成を進めます。
- ・林道を活用し、住民・事業者・行政の協働によりハイキングコースの整備を行います。
- ・遊休農地を市民農園や体験農園として活用し、住民の農業に対する理解や関心を高め、遊休農地の解消に取り組みます。

④住環境整備の方針

- ・逢帰ダムや浄水場施設については、設備等の適切な維持管理に努めます。
- ・個別合併浄化槽の設置を普及促進します。

⑤防災まちづくりの方針

- ・治水・浸水対策のため、大川の二級河川区域の早期改修を大阪府に働きかけるとともに、大川の普通河川区域については適切な維持管理に努めます。
- ・集落地の狭あい道路については、住宅等の建て替え等に合わせて道路空間を確保し、整備に努めます。

⑥景観まちづくりの方針

- ・高仙寺等については、歴史的な景観や環境として保全します。
- ・近畿自然歩道のサイン整備等、歩行者ネットワークの強化を推進するとともに、良好な自然景観を保全します。

■地域づくり構想図（孝子地域）



5章 まちづくりの推進に向けて

1. 協働のまちづくりの推進体制

協働のまちづくりを推進するにあたっては、住民、事業者、行政がそれぞれの立場からできることを考え、お互いに役割分担、連携を図りながらまちづくりに取り組むことが重要です。

■住民

- ・相互の協力と理解により、地域の特性を生かした地域のまちづくりに主体的に取り組むように努め、行政が行うまちづくりに協力を行います。

■事業者

- ・地域社会の一員として責任を持ち、住民による地域のまちづくり活動、並びに行政が行うまちづくりに協力を行います。

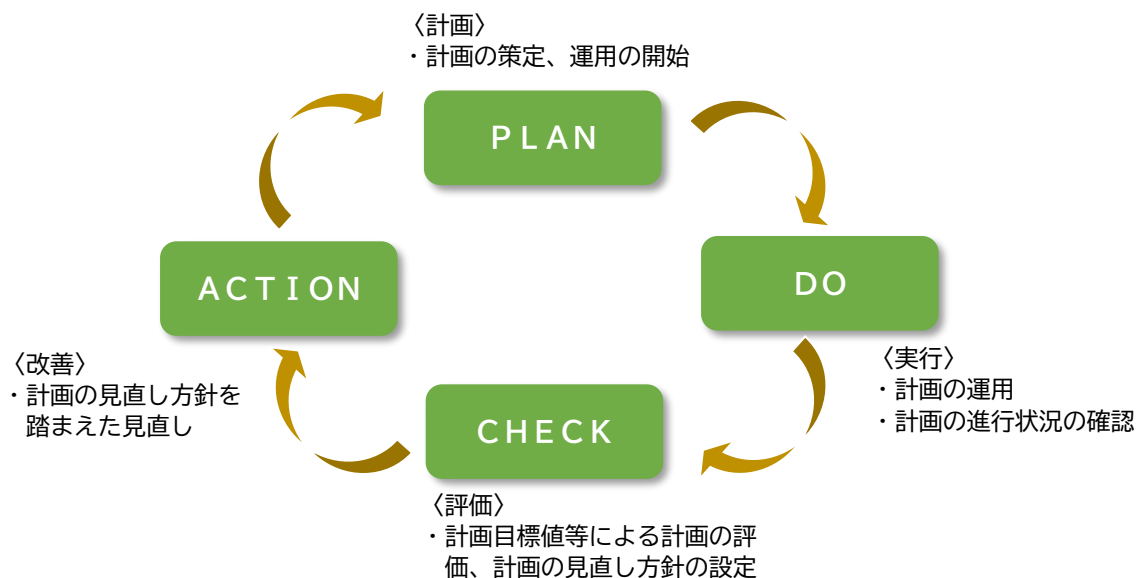
■行政

- ・本マスタープランに掲げるまちづくりの目標を実現するため、必要な施策・事業に取り組めます。
- ・施策・事業の推進においては、住民の意見を十分に吸い上げ、反映するよう努めます。
- ・住民の地域のまちづくりを応援し、その推進に協力します。

2. 都市計画マスタープランの進捗管理

本計画の実現に向け、「PLAN（計画）」「DO（実行）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のPDCAサイクルの考え方に基づいて、概ね5年ごとに進捗管理を行います。

あわせて、本計画については、人口動向や社会情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うものとします。



用語解説

用語	解説	掲載ページ
あ行		
IR	Integrated Resort の略。民間事業者がホテルやレストラン、ショッピングモール、エンターテインメント施設、国際会議場・展示場、カジノ等の施設を一体的につくり、運営するものである。	3
IoT	Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。	16
アドプト制度	「アドプト」とは、「養子にする」という意味。住民・事業者が、公共施設（道路、公園、河川など）の美化活動を行うことを行政と契約を結ぶもの。美化活動の主体は、住民、ボランティアが担い、行政が活動を支援する。	60
おおさか防災ネット	大阪府が気象や地震、災害発生時の被害や避難情報など幅広い防災情報を提供するインターネットサイト。	64
か行		
開発許可制度	都市計画で定められる市街化区域及び市街化調整区域の実効性を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。	54、73、79、85
建築協定制度	住宅地としての環境又は商業地としての利便を高度に維持増進するなど、建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するための建築基準法に基づく制度。	61
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合。	37、63
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	31
交流港	交通機能だけではなく、ものや情報が交流する複合的な機能を持つ港。	57、80
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により町を訪れる人口。	54
個別合併浄化槽	合併浄化槽（し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽）により一戸又は数個単位の発生源（建物と同じ敷地内）で汚水を処理するための設備。	74、80、86、91
さ行		
市街化区域	既に市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画で定めた区域。	21、32、34、37、38、54、55、63、73、79、85
市街化調整区域	原則として市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。	32、37、54、55、73

用語	解説	掲載ページ
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	15
指定管理者制度	体育館や図書館など公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度。	62
市民農園	住民が自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・農協・農家・NPO 法人などから借りる小規模の農地。	73、79、85、91
スマートシティ	都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。	16
生産緑地	市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域。	55
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	31
Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。	16
た行		
多奈川地区多目的公園	関西国際空港二期事業の土砂採取・供給工事の跡地にある「公園・緑地ゾーン」「健康・交流ゾーン」「事業活動ゾーン」が一体となった多機能型の多目的公園。	31、50、52、55、59、82、85
地区計画制度	既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ることが可能。	3、32、54、61、73、79、85
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。	54、63、73、79、85
都市計画区域	原則として市または町村の中心部を含み、一体的に整備・開発・保全する必要がある区域。	3、4、54、88、91
都市計画法	都市計画に関する基本法で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。	3、21、88
都市計画公園	都市計画法に基づき公園として都市決定された施設。	31

用語	解説	掲載ページ
都市公園	「都市計画公園」のうち公園として整備されているもの、もしくは都市計画区域内に設置され、公園として整備されているもの。	31
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成することを目的とした法律。	55
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれのある区域を、都道府県知事が、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域として指定。	35、63
な行		
二級水系	国土保全や国民経済上の重要な水系（水源から河口にいたるまでの本川や支川のまとまり）で国が指定している水系（一級水系）以外の都道府県が指定している水系。	34
は行		
ビオトープ	生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。	6、31、52、59
ふれあい漁港施設	都市住民との交流などを促進する拠点を形成することを目的として整備された漁港施設。	50
分流式	汚水と雨水を別々の管で排除する下水方式のこと。	32
や行		
遊休農地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去 1 年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。	73、79、84、85、90、91
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。	59
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。	3、21、54、55、72、73